

2026年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 欧州編 －

(2025年11月～2026年2月実施)

2026年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

6. 欧州地域

† EU.....	1	† チェコ.....	56
アルバニア	34	† ドイツ.....	59
† イタリア.....	35	† ハンガリー	62
† 英国.....	41	† フィンランド	63
† オーストリア	46	† フランス.....	64
† オランダ	47	† ベルギー	67
† スイス	48	† ポーランド.....	69
† スウェーデン.....	49	† ポルトガル.....	70
† スペイン.....	50	† モンテネグロ.....	71
† スロベニア.....	54	† ルーマニア.....	72
セルビア.....	55		

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	自工会	Automotive PackageにおけるMade in EU要件	・ EU Automotive Packageにおいて、EU域内生産（Made in EU）の要件が提案されたが、自動車業界はグローバルにサプライチェーンを展開しており、域内生産のみを優遇されると競争力が削がれる。詳細要件を注視している状況だが、自由貿易の精神に基づき、EUと同じ価値観を共有する日本のような同盟国は排除せず考慮してもらいたい。	新規	・ 日本含む同盟国も優遇対象とすること。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	従価税と定額税の併用	・ EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウォッチ完成品（HS9101&HS9102）には従価税（4.5%）と定額税（最低税額0.3ユーロと最高税額0.8ユーロ）を併用している。クロック完成品（HS9103 & HS9105）は3.7%～4.7%の従価税だけが課されている。	継続	・ 関税の撤廃または低減を要望。	・ Commission Regulation (EC) No 1031/2008
2	医機連	HSコード判定における見解不一致	・ HSコードの設定において、同一製品であっても、各国の関税局によって見解が異なる為、輸出と輸入でコードの不一致が発生する。	継続	・ HSコードに対する見解の統一化。	
3	日農工	HSコード確認の要求増	・ 過去数十年取引を行ってきたオランダ・フランス・イギリスを中心に補修部品出荷の際全てのHSコード確認が「ほぼ義務化」されてきたと連絡。補修部品点数は1枚のインボイスにかなりの量が載る事もあり、全ての出荷に対応するのは事実上不可能。今後欧州全土に広がる噂もあり、より詳細な背景が知りたい。	継続	・ 詳細確認希望。	
4	日機輸	米国政権の関税政策	・ 米国でトランプ政権が発足したことによりEUへの関税賦課の可能性が高くなっている。EUへの関税が課された場合、米国顧客の調達シフトによりEUから米国への製品販売の減少の恐れがある。	継続		
5	日商	鉄鋼・アルミのクォータ枠およびアンチダンピング税による調達制約	・ EUでは鉄鋼・アルミの輸入にクォータ枠やアンチダンピング税が課されており、価格変動や需給に応じた柔軟な調達が難しい。これにより部材選択肢が狭まり、コスト増およびリードタイム延長の要因となっている。過度な制約は、企業の調達余地を縮小させ、EU製造業の競争力を損なう懸念がある。	継続	・ クォータ・アンチダンピング税の運用緩和や見直しを促し、柔軟な調達と競争力維持が可能となる制度を要望したい。	
6	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・ 2014年8月14日、EU委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 －2015年10月30日、EU委員会が全ての調査対象国についてクロとする最終決定。 －2020年10月30日、欧州委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング延長調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 －2022年1月17日、欧州委員会が措置継続する旨を公示。最低輸入価格制度に基づく除外措置も継続。	変更	・ 措置撤廃。	
7	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・ 2024年8月8日、EU委員会が、日本、エジプト、インド、ベトナム製の熱延鋼板に対するアンチダンピング調査を開始する旨を公告。	新規	・ 措置撤廃。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		用	・2025年4月7日、EU委員会が仮決定クロを公示（日本6.9-31.8%、ベトナム12.1%、エジプト12.8%、インドは暫定措置なし）。 ・2025年9月26日、EU委員会が最終決定クロを公示（日本6.9-30.0%、ベトナム12.1%、エジプト11.7%、インドは調査終了）。			
8	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2025年9月18日、EU委員会が、日本、インド、台湾、トルコ、ベトナム製の冷延鋼板に対するアンチダンピング調査を開始する旨を公告。	新規	・調査打ち切り、調査終了。	
9	日鉄連	セーフガード措置	・2018年3月26日、欧州委員会が鋼板類、棒鋼、線材、形鋼、鋼矢板、軌条、鋼管26カテゴリーを含む鋼材全般に対するセーフガード調査開始。 ・2018年7月18日、暫定措置発動：欧州委員会を対象品目に対し関税割当を行い、超過したものに対して25%の追加関税を200日間賦課。 ・2019年2月1日、最終決定：2019年2月2日より2021年6月30日まで対象品目に対し関税割当を行い、超過したものに対して25%の追加関税を賦課。 ・2020年12月11日、欧州委員会が英国のEU離脱に伴い、EU27の措置として原措置の内容を変更。 ・2021年2月26日、欧州委員会が措置延長調査の開始を公示。 ・2021年6月25日、欧州委員会が措置延長（3年間）の最終決定を公示。 ・2022年12月、欧州委員会が現行措置を2023年6月30日までに終了するか否かを判断するためのレビューを開始する旨、公示。 ・2023年6月27日、欧州委員会がセーフガード措置を2024年6月30日まで継続するとして、23年7月以降の措置運用を官報公示(概ね現行通り)。 ・2024年2月9日、欧州委員会が2回目となる措置延長見直し調査を開始する旨、公示。 ・2024年6月25日、欧州委員会が2回目となる措置延長見直し調査で措置延長の最終決定（2026/6/30までの2年間）。 ・2024年12月17日、欧州委員会がFunctioning review（措置運用に関するレビュー）を開始する旨、公示。 ・2025年3月12日、措置運用に関するレビューについて、WTO通報を実施。 ・2025年3月25日、措置運用に関するレビューについて、最終決定を公示。 ・2025年6月11日、カテゴリー17・カテゴリー4Bの運用変更案に係るWTO通報を実施。 ・2025年7月15日、カテゴリー17・カテゴリー4Bの運用変更案に係るWTO通報を再度実施。 ・2025年7月29日、カテゴリー17・カテゴリー4Bの運用変更案について、最終決定を公示。	変更	・措置撤廃。	
10	日機輸	EU・英国貿易協力協定の拡張累積の不在	・EU・英国貿易協力協定（TCA）において、日本、韓国、トルコ等には原産地証明の拡張累積が認められていないため、日本・韓国・トルコ等での生産部品の使用にかかるコストアップが負担となっている。	継続	・EU・英EPAにおける拡張累積の合意。	
11	時計協	原産地証明書取得手順の煩	・EPA申請に伴う国内での原産地証明取得手続きにおいてサフィックスを含む機種ごと、出荷単位ごとに原産地取得をしており、膨大な時間と	継続	・サフィックスまで含めた複雑な個別管理の緩和。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		雑	都度費用発生という観点から極めてロスが大きい作業となっている。		・申請及び費用発生を、出荷単位ではなく、新製品・未登録製品追加時のみに緩和。	
12	日機輸	長期に渡るBTI承認	・拘束的関税分類情報（BTI：Binding Tariff Informatuin）の申請から承認までの時間がかかりすぎる。	継続	・リードタイムの短縮。	
13	日機輸	通関手続きの不統一	・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。	継続	・EU各国の全ての義務と規制を統一する。	
14	日機輸	品目マスタデータの材料記述の不十分	・税関タリフと輸出管理リストへの正確な分類のために詳細な品目マスタデータが必要だが、情報が欠落している場合あり。	継続	・工場/サプライヤーは、EU内での適切な分類に必要なすべての情報を追加する必要あり。	・ All EU countries by customs law and federal office for export control
15	日機輸	規制等の情報確認の手段の不在	・規制の変更は、多くの場合、施行後にのみ発生。（F-ガス規制、コーディング、HSコードの年次変更）	継続	・EU加盟国の規定、措置、関税コード、関税等、全ての変更を確認できる欧州情報プラットフォームを整備して欲しい。	
16	日機輸	Fガス輸入通関の申告要件の厳格化	・EU税関当局は、輸入通関時のFガス（フッ素系温室効果ガス）申告要件を大幅に厳格化した。特定の機器に内蔵されているFガス含有量に関する詳細情報を提供するための追加コーディングを適用する必要がある。この要求情報のデータ形式は輸入国によって異なる。これは、税関当局のオペレーティングシステムがそれぞれ開発段階が異なり、したがってその情報への対応能力も異なるためである。とはいえ、当局側のシステム強化により、要求されるデータ形式が変更され、税関から拒否されるという問題に常に直面しており、当局のシステム側からの新たな要件に準拠するために、当社の通関システム（MIC）を継続的に修正する必要があるが生じている。	新規	・当社側（MIC）のシステム強化は継続中で、システムが必要なデータ形式レベルに到達するまでに時間を要する場合に備えて、税関機関を利用して通関手続きを引き継ぐフォールバックシナリオを確立している。	
17	医機連	Fガス規制(改正ドラフト)によるHFC冷媒を使用した機器の輸入禁止	・欧州理事会と欧州議会は、2023年10月5日現行のFガス（フッ素系温室効果ガス）規則の改正ドラフトについて暫定的な政治合意に達したと発表した。この改正ドラフトが施行された場合、一部のカテゴリの機器でHFC（フルオロカーボン）使用の制限が拡大される。当社の製品もこの新たな制限の対象に含まれるため、冷媒の代替策などの対応が必要になる。 この規制の主な問題点は、規制施行までの期間が短いことである。規制への適応には時間がかかる一方で、この規制では施行期日が迫っており、施行期日までに対応することは難しい。施行期日までに対応が間に合わなかった場合、HFC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器の販売に多大な影響が出る。	継続	・規制施行までの期間の延長。	・ (EU) No 517/2014
18	時計協	輸出入許可要件の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
19	時計協	輸出入許可要件の煩雑さ	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
20	印刷機械	EU直行航路の消滅・トランシップメント依存	・日本寄港の欧州直行便が2026年4月以降事実上終了。釜山など海外ハブ港経由のフィーダー接続必須となり、リードタイムの追加・接続ミスリスク増大、追加運賃・取り扱いコストの上昇、定時性低下が発生。日本港の競争力低下も間接的に影響。	新規	・競争力の維持。	
21	印刷機械	全体的な物流コスト高止まりと予測不能性	・欧州直行便終了の要因の複合で運賃・保険料の高水準継続、港湾混雑（ハブ港での沖待ち）、地政学リスクによる急変動が常態化。輸出数量の横ばい傾向や設備投資の必要性も加わり、収益圧迫の懸念が強い。	新規	・安定した輸送環境の構築。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日鉄連	対口制裁に伴う貿易管理強化	・2022年2月、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始。これに伴い、EUはロシアに対する制限的措置（経済制裁）を採択、段階的にその内容を強化してきた。 ・2023年6月、第11次制裁パッケージを採択。第三国加工品（EU域外国加工品）に対する輸入制限を強化すべく、2023年9月30日以降に第三国で生産・加工された制裁対象の鉄鋼製品をEU域内に輸入する場合に、ロシア産の原材料が使用されていないことの証明を義務付けた。 ・2023年12月、第12次制裁パッケージを採択。鉄鋼輸入に関する更新点は次の通り；①ロシアからの及びロシア原産品でEUへの輸入を禁止される品目として鉄鋼原材料を追加、②ロシアからの及びロシア原産品の半製品に対する輸入禁止措置についてフル適用時期を延期、③ロシアから輸入される鉄鋼に対する輸入制限及び一連の輸入管理について、EUと実質的に同等の措置を導入するパートナー国にスイスを追加した。 ・2024年2月、第13次制裁パッケージを採択。EUと実質的に同等の措置を導入するパートナー国に英国を追加した。	継続	・制度の緩和・撤廃。	
2	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制について、－EUが対ロシア制裁パッケージ第11弾として2023年9月30日から開始した、ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制によって、対象となるHS製品をEU域外からEUに輸出する場合、ロシアを原産国とする材料を使用していない旨の書類の提出を求められることになった。エビデンスの種類などはEU各国税関の裁量に委ねる運用とされたことにより、同じ制裁（規制）でありながら各国税関対応が統一されておらず、過剰な書類提出を求める国もあり、輸出国側対応で非常に工数がかかっている。 －規制内容についてEU加盟国内企業の理解が十分でなく、規制対象以外の製品に対しても宣誓書の提出を求めてくるなどの対応にも追われている。 －英国においても、同じHSを対象としたほぼ同一内容の制裁を行っているが、英国の「ロシア産原材料を使用した鉄鋼製品」の定義がEUよりも厳しい内容となっている。	継続	・EU加盟国で統一した運用とするよう、運用面についても発効前に十分な設計をお願いしたい。 ・EU企業が、輸入規制の内容を正確に理解するよう、EU内での説明会の実施等を促して頂きたい。 ・英国とEUで整合した規制内容として頂きたい。	・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019 ・ COUNCIL REGULATION (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine (Annex V List of iron and steel products referred to in Article 3g) ・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	印刷機械	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ EUの第11次ロシア制裁で、鉄鋼製品がロシア製でないことの証明が必要となった。各仕入先にロシア製鉄鋼を使っていないことの確認が出荷前に事前に必要となり、資材部への負担が大きくなっている。 国により要求度合いは異なるが、ポーランド、スペイン、イタリアなどでは毎回のように入確認が入る。	継続	・ 制裁の緩和。 ⇒印刷機の構成部品は数万点あり、1点1点でロシア製の有無を確認するのはほぼ不可能。	
4	時計協	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ ロシア製の鉄鋼を原材料とする商品や販促物のEUへの輸入が禁止されており、各商品で鉄鋼を含むものが該当しないかどうか確認する手間と時間が発生している。	継続	・ 手続きの簡素化。	・ Regulation (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine
5	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ EUが2023年9月30日から適用を開始したロシア産原材料を使用したEU域外国の鉄鋼製品に対する輸入制限により、日本などからの同製品輸入に影響が生じている。域外国で加工された対象の鉄鋼製品をEUに輸入する際、域内の輸入者は同製品に対象のロシア産原材料が含まれていないことを証明する書類の提出が求められる。 ※日機輸より同事項の提起あり	継続	・ 規制の撤廃をお願いしたいが、難しい場合は証明書類の簡略化を検討していただきたい。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	EMIR対応による煩雑な報告義務及び免除申請	・ 欧州市場インフラ規制（EMIR：European Market Infrastructure Regulation）にて定められた規則につき、金融機関だけではなく事業会社にも取引情報蓄積機関（TR：Trade Repository）への報告義務がある。金融機関との取引だけではなく、グループ内取引も対象となるため規制対応負担が重い。 また、グループ内取引の免除規則も導入されたが、免除申請が欧州連合と英国で異なり煩雑な手続きが必要。	継続	・ 規則の緩和、手続きの簡素化をしていただきたい。 ・ 事業会社への適用は免除いただきたい。	・ 欧州市場インフラ規則
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働・滞在許可取得手続の不統一・不明確・煩雑	・ 日本からのEU域内への日本人駐在員の派遣、およびEU域内の移駐に際しては、「EU」として制度が統一されているわけではなく、ビザ・労働許可の取得手続きが明確化されていない国・ケースが見受けられる。取得に要する日数が分からず長期化することもあり、業務に支障をきたす。 フランスでビザの種類・申請プロセスが公開されるなど一定の進捗があるが、さらなる改善を望む。	継続	・ 手続き・内容・所要日数の明確化。	
2	日機輸	労働・滞在許可取得手続の不統一・不明確・煩雑	・ EU各国内で労働・滞在許可の手続きにかなり差異があり、また煩雑。駐在員がEU内異動の場合（例：ベルギーからフランス）、新たに許可取得に時間がかかり、また許可申請中の移動に制限があるためビジネスに支障をきたす。	継続	・ EU間手続きの統一化。	
3	日機輸	電子渡航認証システム申請	・ 電子渡航認証システム（ETIAS：European Travel Information and Authorisation System）の申請は、相互主義の観点から課題感。日本入国	新規	・ 日本人をETIAS対象から除外。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の不公平	時は求めているのに英国、欧州連合入国時だけ求められるのは不公平。			
4	日機輸	電子渡航認証システムの模倣サイト	・ 2023年11月導入のETIAS（エティアス）電子渡航認証システム申請について、既に公式サイトに模したサイトが検索サイトでヒットする。	継続	・ ETIAS電子渡航認証システムの正式導入時には、公式サイトと非公式サイトの区別を明確にしてほしい。 ・ ESTA同様に模したサイトへ申請者が申請しないように対策していただきたい。	・ ETIAS(エティアス)
8. 知的財産制度運用						
1	医機連	商標調査データベースの不具合	・ 欧州連合知的財産庁（EUIPO：European Union Intellectual Property Office）が公開している「TMview」を使用しているが、アクセスできなくなることがあり作業が中断する。 ※TMview： https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview	新規	・ 動作が安定するよう改善を希望する。	
2	製薬協	Bolar免責による先発薬企業の不利	・ 2025年12月11日に欧州議会と閣僚理事会が基本合意した薬事関連法改正案（pharma package）は、先発品の特許保護期間中の後発企業の実施行為を特許権侵害から免責するBolar免責の適用範囲に、調達入札のための実施等を追加すると報じられている。	新規	・ 改正法の最終化においては、Bolar免責の適用範囲拡大が特許期間中の新薬の販売に悪影響を及ぼし、新薬開発のインセンティブを損なうようなことのないような制度設計として頂きたい。	・ 2025年12月11日付閣僚理事会発表 https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/11/pharma-package-council-and-parliament-reach-a-deal-on-new-rules-for-a-fairer-and-more-competitive-eu-pharmaceutical-sector/
3	製薬協	新薬の市場独占期間の短縮	・ 2025年12月11日に欧州議会と閣僚理事会が基本合意した薬事関連法改正案（pharma package）は、現行では無条件で付与される2年間の市場独占期間を1年に短縮し、新薬が所定の要件を満たすとさらに最長2年の市場独占期間を付与すると報じられている。 EU加盟国は、医薬品規制上のデータ保護（RDP：Regulatory Data Protection）の対象となる新薬につき、自国の需要に応える十分量の供給を企業に要求できると報じられている（閣僚理事会が採択した法案修正案においては、企業が十分な供給を行わなかった新薬に対しては市場独占期間が付与されない）。	新規	・ 改正法の最終化においては、企業が新薬の開発のインセンティブを失わないような市場独占期間の制度設計として頂きたい。	・ 2025年12月11日付閣僚理事会発表 https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/11/pharma-package-council-and-parliament-reach-a-deal-on-new-rules-for-a-fairer-and-more-competitive-eu-pharmaceutical-sector/
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	欧州電池規則に対する懸念	・ 2023年の中頃、現行の電池指令が電池規則に改正（施行）されるという情報を工業会から入手している。電池規則（ドラフト）によると、主要な改正点として、①電池メーカーは第三者認証機関から認証を取得してCEマークを表示する、②電池を使用するセットメーカーはラベリングの対応をする、などがある。特に、①について、欧州当局による第三者認証機関の認定、電池メーカーによる第三者認証機関からの認証取得にはかなりの期間を要すると推測される。よって、今回の法改正の施行に伴い、十分な移行期間を設定しなければ、セットメーカーとして電池を	継続	・ 法改正の施行に伴い、十分な移行期間を設定する。 ・ 2025年8月期限の要求を延期する。	・ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			搭載する機器の販売に多大な影響が出る。 →2023年7月に発行された電池規則によると第三者認証機関からの認証が必要な電池は一部のものに変更された。弊社で使用する電池については第三者認証が不要であることが確認できた。 →2025年8月までにサプライチェーン・デューデリジェンス（SCDD）を構築し、第3者機関による検証を受ける必要がある。SCDDのガイダンスが発行されるのは2025年2月となっており、期日までに6か月しかない。6か月間でSCDDを構築して、第3者機関による検証を受けるのは日程的に困難である。また、第3者機関がいつサービスを開始できるかが不透明であり、各メーカーから検証の依頼が殺到して、タイムリーにサービスを受けることが出来ないことも十分に想定される。			amending Regulation (EU) No 2019/1020
2	日機輪	欧州電池規則の非現実的な要求・不十分な猶予期間の設定	・2023年7月28日に公布された電池規則は、単体の電池のみならず機器同梱や組み込み電池をも対象とし、持続可能性、安全性、表示、情報提供、拡大生産者責任、廃電池の回収処理、デューデリジェンスといった多岐にわたる要求が定められており、電池や電池を使用する多種多様な製品が影響を受ける。 一方、要求事項の詳細や具体的な適合方法、適用対象外となる条件など、法文では明確化されず欧州委員会に作成権限が付与されている委任法(Delegated Act)などの二次法や、欧州委員会に作成が義務付けられているガイドラインによって詳述化・明確化されることになっている。従って、二次法・ガイドラインが公開されるまでは産業界は具体的な対応が取れない。 二次法・ガイドラインの採択や公布が、関連する要求事項の適用開始日の直前となり、産業界に遵法のための十分な猶予期間が与えられず、製品の市場流通に支障をきたすことを懸念する。また、強制日直前で延期された要求もあり、予見性を持った対応がますます困難となっている。例を以下に示す。 ①第11条 電池取り外し交換容易性 本要求事項への適合には大幅な製品再設計を必要とし、産業界の負荷は非常に大きい。追加の除外対象を定める二次法の公布が2026年夏以降に予定されているが、2027年2月の強制日までに十分な期間がなく、対応が困難となることが予想される。 ②第47-53条 デューデリジェンス 強制日が2025年8月18日から2年間延期され、産業界にある程度の猶予期間が与えられた。一方、ガイドラインの発行も1年半延期され、Notified Body（適合性評価機関）の決定や活用可能な第三者スキームは公開されていない。依然として強制日までに十分な対応期間あるとは言えず、産業界の対応が困難となることが予想される。	継続	・電池取り外し交換容易性について、産業界が対応するのに十分な猶予期間を与えるよう強制日を延期いただきたい。 ・デューデリジェンスについて、十分な数のNotified Bodyの認定および利用可能な第三者スキームの認定が完了してから最低でも2年間の猶予期間を与えるよう強制日を延期いただきたい。 ・二次法やガイドラインの作成にあたり、電池の実際の使用状況を十分に考慮し、産業界と綿密なコミュニケーションを取り、経済影響を考慮し、政策目的を達成可能かつ必要以上に商品性を阻害したり、貿易障壁的とならないよう、現実的な要求事項の策定を行うことを求める。	・REGULATION (EU) 2023/1542 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC
3	JEITA	欧州電池規制の複雑・不明瞭	・2023年8月に発行された欧州電池規則の内容が非常に複雑でかつ不明瞭な記述もあり対応に苦慮している。 また、欧州電池規則は二次立法で詳細規則を決定し施行する方式のため、二次細則等の更新情報のタイムリーな確認・取得が難しい。	変更	・わかりやすい表現、文書構成にして頂きたい。 ・判断に迷う内容について、問い合わせできる窓口を設置して頂きたい。 ・二次細則を含む更新情報を分かりやすい形で確認できるよう、公式ウ	・バッテリー規則 Regulation (EU) 2023/1542

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					ウェブサイトの改善をお願いしたい。 ・パブリックコメントの告知から提出締切まで十分な期間（3か月以上）を確保頂きたい。(現状は30日間と短い) ・各国の二次電池業界団体（米PRBA, 日BAJ等）への更新情報・パブコメ募集の告知をお願いしたい。 ・欧州電池規則は、欧州の認証機関のみによる認証が義務化されている。バッテリーパスポートやカーボンフットプリント等の第3者認証が開始されると、認証機関の処理能力がネックになり、認証取得に多大な時間とコストが予想される。このため、日本の認証機関による相互認証も認めて戴きたい。	
4	印刷機械	CE規格適用の重い負担	・弊社はドイツに事務所があったが2023年に撤退。 その理由として、弊社の機械はカスタムメイドという事もあり、機械の仕様が少し追加（例：オプション）となっただけでもCE仕様の機械へ適合させる場合、毎回CE規格の認定検査を受ける必要があり、これらのコストにより、機械価格が大幅に上がる。加えて日本からヨーロッパへの輸送費等も機械販売価格に加わり、更にコスト・値段が上がってしまう。その為、実質的にヨーロッパマーケットへの販売金額は高額となり、現地ヨーロッパの競合メーカーに対して、競争力がまったく無い状態となってしまった。	継続	・ JIS規格を取得すればCE規格工業規格・基準・安全認証が取得できるようにして欲しい。	・ CE規格
5	日工会	機械規則変更の対応負担	・ CE規則が大幅に改訂される予定の中で、変更点が多く対応に苦慮。(CRA同様)	新規	・ 実勢に即した規則の変更と施工時期の柔軟化。	・ Regulation (EU) 2023/1230 on Machinery
6	日機輸	RE指令の整合規格公示の遅れ	・ 2016年6月12日にRE指令が発効され、2017年6月12日までR&TTE指令との置換えに係る移行期間にある。その間にRE指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来NBの関与が必要ないにもかかわらず、NB関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる。 ・ 草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、適合宣言をし直す必要がある。	継続	・ 草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・ 草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格以前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。 ・ 合わせて、RE指令の完全実施を延期する。	・ DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC
7	日機輸	再生可能ヒートポンプ 400kW以下に	・ 2030年より、新しいヒートポンプモデル（2032年以降はすべてのヒートポンプ(空気 - 水、リバーシブルチラー)）400kW以下について、性能要件（および騒音）に関する第三者による適合性評価が義務付けられる。	新規	・ 自己宣言の維持、またはEU指定機関に代わって試験を実施できる非EU試験所の認定。	・ Energy efficiency - ecodesign requirements for space and combination

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		対する第三者適合性評価の義務化	これにより、自己宣言方式は利用できなくなる。 EU市場に製品を投入する前に、欧州指定機関（Notified Body）による適合性評価（モジュールB+C2またはD）を受け、認証を取得する必要がある。			heaters (review) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13202-Energy-efficiency-ecodesign-requirements-for-space-and-combination-heaters-review- en
8	医機連	レガシーデバイスの Significant Change	・レガシーデバイスに Significant Change（重大な変更）に該当する変更を行う場合、EU医療機器規則（MDR）準拠が条件となってしまう。ただしその運用はほぼ不可能であり、法規上にはその運用の明確なガイダンスもなく、現状市場で販売しているレガシーデバイスは大型装置の場合は買い替えが頻繁にはできなく、一方機能アップの要求もあり、マーケティングニーズと反する内容になっている。	新規	・ Significant Changeの緩和化。	・ Medical Device Regulation ・ MDCG 2020-3 rev.1 : https://health.ec.europa.eu/document/download/800e8e87-d4eb-4cc5-b5ad-07a9146d7c90_en?filename=mdcg_2020-3_en_1.pdf
9	医機連	欧州医療機器規則(MDR)認証取得手続の未整備・遅延	・認証機関の対応が遅いため、欧州医療機器規則(MDR)認証取得の遅れにより新製品の販売開始が出来ず事業に多大な影響が出る可能性がある。 ・レガシーデバイスの販売延長が認められたが、2024年5月26日までに提出すべき正式な申請が未だに認証機関から提示されない。（問い合わせても認証機関のオペレーションが確定していないとのこと。）	継続	・ 認証機関の対応改善、期限内の認証取得に向けた支援。 →2024年11月に認証取得を完了したため、追加要望はなし。	・ REGULATION(EU)2017/745
10	医機連	臨床評価の厳格	・埋込み型又はクラスIII以外の医療機器に対する臨床評価及び臨床試験要求の緩和を要望。 低リスクデバイスや、ずっと昔からある医療機器等など、対象の医療機器を定め、文献調査等も不要としてはどうか。	継続		
11	医機連	認証機関(NB)による技術文書・臨床審査の不明確・負担増	・ EU AI法（EU AI Act）を含んだ欧州医療機器規則（MDR）と臨床評価対応による審査の長期化・厳格化と企業側の負担増（人/金/時間）、企業に求める情報が少なく（ガイダンス少ないこともあり）、企業はコンサルを頼らざるを得ない状況である。	新規	・ 審査の簡略化。 ・ 指針の明確化。 ・ AI Actの医療機器への適用の延期。	・ Medical Device Regulation ・ EU AI Act
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・ 法規制のグローバル統一化。	・ 環境法規制
2	時計協	環境法規制内容の不一致	・ EUの電池規制は、環境保護やリサイクルを促進するために着脱性を強調しているが、アメリカのReese's Lawは主に安全性に焦点を当てている。両者のアプローチには大きな違いがあり、製品の構造上、相反する方向性の規制となっている。	継続	・ 法規制のグローバル統一化。	・ EU電池規則 ・ 米国リース法
3	時計協	RoHS除外項目審査スケジ	・ RoHS指令における鉛の適用除外に関し、官報が2025/11に公布され適用除外期限の延長・更新がされたが、更新申請は既に提出されており、	継続	・ 審査手続き、スケジュールを明確にして、製造者の損失をMin化でき	・ RoHS指令：2011/65/EU

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		ユールの不明確	今後の審査スケジュールについて不明な状況。また、欧州域内で上市する製品の管理、現地代理店と連携した遵法対応も未確定では進まない状況となっている。		るようにしてもらいたい。 ・また、現地の在庫消化のため、施行猶予期間を2年以上（現在は12～18カ月）に延長してもらいたい。	
4	日機輸	RoHS指令適用除外の運用負担とRoHSリキャスト及び物質追加	・2011年に見直されたRoHS指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては5年毎の見直しとなっている。 しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。 更に、ELV指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。 RoHSリキャスト、物質追加も予定されているが、上記、適用除外更新含め、案件が同時並行で進行しているためにどれも予定通り進んでおらず、断片的な欧州委員会の対応により産業界としても時間的拘束が大きい。 RoHSリキャストは2024年欧州委員会の作業計画書になく、一方、欧州委員会がコンサルタントに委託していた制限物質追加・除外追加/更新の検討を、ECHAが行うよう（第5、6条）改正提案がなされた（2023年12月）2025年1月10日に適用除外延長審議グループPack22の“6(a)、6(b)、6(c)”シリーズ、7(a)、7(c)-I、7(c)-II に関して、適用除外内容と有効期限を規定した官報案がWTO/TBT通報された。 官報案の内容は、2022年1月に審査を担当したコンサル会社が公開したFinal ReportのRecommendation内容がそのまま反映されたもので、この中で、7(c)-I に関しては、産業界からは根拠が明確でない除外範囲の変更や細分化に対して再三異議を唱え、また欧州委員会のRoHS担当官にも課題提起を行い、少なくとも次回更新については除外範囲を変更しない旨のコメントを引き出していた。 2025年11月21日に3つの官報（6系、7(a)系、7(c)系）が公布された。この内、7(a)系に関しては、これまでの7(a)に追加して、新たに7(a)-I～VIIの7種の適用除外が新設されたが、全て有効期限が2027年12月31日となっている。RoHS指令の適用除外は、その有効期限を延長を希望する場合は延長申請が必要で、申請なき場合は有効期限で失効する。延長申請は期限満了日の18か月前までに行う必要があるため、今回新設された7(a)-I～VIIに関しては、2026年6月30日が申請期限となる。現在、産業界は延長申請に向けて延長申請書の準備に取り組んでいるが、官報公布から申請期限までの期間が短く、対応に苦慮している状況である。 一方、7(c)系は、7(c)-I が、2026年7月1日より7(c)-Vと7(c)-VIに分割されることとなったが、分割される2つの除外範囲では7(c)-Iのそれを網羅できておらず、このままでは適用除外を失効してしまう範囲が出てしまうことになる。併せて7(c)-V、7(c)-VIの有効期限も2027年12月31日となっているが、延長申請期限は2026年6月30日であり、分割除外の運用開始	継続	・適用除外の見直し期間の長期間化（例えば10年）。 ・ELV指令との重複適用除外に関しては、見直しタイミングを同期させる。 ・ECHAはREACH規則の流れで化学品の扱いには慣れているが、成形品への扱いには慣れておらず、その点でも懸念している。 また、適用除外の細分化は産業界の負担になっており、結果、審議の大幅な遅れにも繋がっていると考え る。 追い打ちをかけて、物質追加もRoHSで検討されていた物質が検討遅れにより、後手で検討され始めたREACHに移行されたりと、産業界としては2度手間になっている。案件を精査し、検討スケジュールを明らかにしていただきたい。 ・適用除外の延長申請は有効期限満了日の18か月前までに実施する規則があるため、左記に記載した除外の延長申請は2025年6月末までに実施しなければならず、産業界にとって到底受け入れられないスケジュールである。 除外範囲の設定については、産業界の現状を踏まえた対応を臨むとともに、適用除外の有効期限は、官報発行後少なくとも3年の期限設定を希望する。	・RoHS指令：2011/65/EU ・ELV指令：2000/53/EC

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			となる2026年7月1日以前に延長申請を行う必要があり、日程に矛盾を生じている。			
5	時計協	包装・包装廃棄物規則の不明確	・EUの包装・包装廃棄物規則は、全ての包装材をリサイクル可能とする要求だが、具体的な包装材設計方法が不明確。	新規	・包装材の材料や構造に関して、どう設計すればリサイクル可能となるか明確にしてもらいたい。	・EU 包装および包装廃棄物規則 ((EU) 2025/40)
6	医機連	包装・包装廃棄物規則の不明確・猶予期間の不足	・包装・包装廃棄物規則（PPWR：Packaging and Packaging Waste Regulation）は、2025年2月12日に施行され、2026年8月12日から段階的に各要求事項が強化される（下記参照）。第一段階のCE適合宣言までに1.5年しかなく、要求内容が曖昧なため（コンサルに相談しても意見が分かれる）、対応に時間を要しており負荷が大きい。 ①適合宣言書（CEマークの要求なし）・・・2026/8/12 ②有害物質の排除・・・2026/8/12 ③リサイクル可能な包装材の上市・・・2030/1/1（詳細は実施法にて決まる） ④リサイクルプラスチック材の使用・・・2030/1/1（詳細は実施法にて決まる） ⑤包装の最小限化（過剰包装の禁止）・・・2030/1/1（詳細は実施法にて決まる） ⑥再利用包装の要件（再利用回数設定や報告等）・・・2026/8/12（再利用包装がある場合） ⑦表示要求（適合性評価要件）・・・2028/2/12（詳細は実施法にて決まる） ⑧表示要求（事業者情報と包装の識別情報）・・・2026/8/12 ⑨生産者義務の履行（登録/認証/報告/情報提供）・・・2026/8/12 ⑩詰め替えに関する表示要求・・・2026/8/12（詰め替えに該当する場合）	新規	・2026年8月12日の強化を3年延期して欲しい。	・REGULATION (EU) 2025/40 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC
7	日化協	包装・包装廃棄物規則の不明確・猶予期間の不足	・EUにおいて包装材のリサイクルや再使用、包装廃棄物削減を定めた法規が制定されているが、詳細が周知されていないなかで、期限と要件だけが決まっており、対応の遅れが懸念される。現状を十分検討の上、具体的なガイドラインを産業界などとともに作成いただき、早急に公開いただくことを希望する。またPCR（Post consumer recycle）配合が義務化されているが、PCRの供給状況なども踏まえて規制内容を適宜見直していただきたいと考える。 また、実務ガイダンスの発表が遅れており、期限までの対応に懸念がある。	継続	・具体的なガイドラインをなるべく早く公表いただくこと、既に市場にあるものや企業が在庫にしているものが使用できず別の廃棄物を発生することにならないように規制内容や猶予期間を適宜見直していただきたい。	・Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202500040&qid=1737530299148

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	時計協	包装・包装廃棄物規則対応の困難・負担増	・ EUの包装・包装廃棄物規制（PPWR：Packaging and Packaging Waste Regulation）により、包装材の再利用性やリサイクル率、素材構成に関する厳格な要件が課される。これに伴い、製品仕様やサプライチェーン全体で詳細な情報収集と管理が必要となるが、必要情報の粒度が細かく、ベンダーや現地でのデータ入手が困難。さらに、報告フォーマットや提出プロセスが複雑で、対応に多大な時間がかかることが見込まれる。	新規	・ 提出情報の簡素化。 ・ 対象品目の明確化。	・ Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance)
9	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・ EUにおいて、包装・包装廃棄物規則 (EU) 2025/40が2025年2月11日に発効し、2026年8月12日から適用される。この規則は、包装のライフサイクル全体にわたる持続可能性とリサイクル性（2030年までにすべての包装材を再利用可能またはリサイクル可能にする目標を含む）に関する統一された法的枠組みを確立することで、欧州グリーンディールに基づく循環経済への移行を推進するものとされている。 ・ 本規則では原則すべての包装材をリサイクル可能とすることの義務、プラスチック包装における一定の再生材利用義務、包装の最小化の評価の実施などの規定が含まれ、新たな要件として、製造者は適合性評価手続きを実施し、EU適合宣言書を各包装タイプごとに作成し、技術文書とともに保管する義務が定められている。この義務は、多くの異なる包装形式（サイズ、材料、デザイン）を市場に投入する事業者にとって、多大な事務的負担を強いるものである。 ・ また、適合宣言書の裏付けとなる整合規格や共通仕様は今後定められる予定であるが、現時点で具体的に確立されておらず、適合性評価のプロセスにおいて不確実性や不透明さが生じている。 ・ さらに、電気電子機器のような製品の包装に関して、この規則における製造者の定義には複雑さが伴っている。製造者の定義は、包装材そのものの製造者の他、ブランドオーナー、第三国から包装をEU市場に上市する輸入者、適合性に影響を与える方法で包装を変更する販売業者に適用される可能性がある。したがって、本規則は、複雑なサプライチェーンをもつ電気電子機器メーカーやその下流の事業者に対し、責任の所在の明確化と適合性確保の点において課題が依然として残っている。 ・ そして、本規則第5条で定められている懸念物質（Substances of Concern）に関しては、リサイクルに悪影響を及ぼす物質の定義が曖昧であり、将来的な制限の不確実性が包装設計を困難にしている。また、懸念物質の化学的安全性に関する規制は、既存の化学物質規制であるEU REACHと適用範囲が重複しており、管理上の複雑さにつながる懸念がある。	継続	・ 実効性を確保するために、現実的に実装可能な要件としてほしい。 ・ 輸送中の衝撃から製品の品質を保持するために不可欠な包装については、リサイクル可能でなくても使用を認めてほしい。 ・ 再生材の商業的な利用可能性を考慮した要件としてほしい。 ・ 個々の包装について最小化の評価を実施し、技術文書へ記載することは過度な負担となるため要件を削除してほしい。 ・ すべての包装がリサイクル可能なように設計することが義務付けられる（Art. 6）。具体的な基準は、欧州標準化団体により策定される規格を考慮して定められるとされ、現時点で詳細は不明であるが、今後、基準策定の動向によっては相当の影響を及ぼすおそれがある。例えば、帯電防止や防湿等の目的で用いるアルミ蒸着や特殊コーティングの袋は、一般にリサイクル困難であると言われていたが、代替不可能なため、使用継続を認めていただきたい。また、大型の家電、カメラなどの精密機器に用いられる発泡スチロール等の緩衝材も、輸送中の衝撃等から製品を保護するために不可欠なため、引き続き使用を認めていただきたい。 ・ プラスチック包装は、原則として2030年以降、一定の再生材含有が義務付けられる（Art. 7）。電気電子機器に用いられるプラスチック包装	・ Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					は、再生材料の利用が技術的または経済的に現実的でない場合も多く、市場で利用可能な再生材の量・品質・価格等に照らして、対象品目は再検討していただきたい。また、具体的な計算・検出方法は、今後、策定されることになっているが、最低含有量は製造所ごとに年間平均で算出するとされ、また、検証方法についても第三者監査が検討されるなど、過度に事業者の負担が大きい手続きが課されるおそれがある。さらに、使用する再生材は、EU域内で回収・リサイクルされたものか、EU法規との同等性が認められた回収・リサイクル基準のもとで第三国において回収・リサイクルされたものとされており、事実上、EU域外の製造者にとって不利な要件が課されている。 ・すべての包装は、形状および材質を考慮して、その機能性を確保するため必要最小限の重量および体積に設計することが求められる（Art. 10）。具体的な計算・測定方法については、欧州標準化機関による規格に基づくものとされるが、個々の包装すべてに対して規格に照らした評価や試験の実施や文書作成義務が課されるとなれば、事業者に過度の負担となるおそれがある。また、包装を複数の製品で共通化することで未使用のまま廃棄される包装を削減し、また、物流効率を増加させることが期待できるため、合理的な範囲内で包装の共通化が認めていただきたい。 ・包装の材料組成や含有する懸念物質に関するラベル・QRコード表示が義務付けられている（Art. 12）。カラーや細い線などの繊細なデザインを伴うラベルは、表示可能な印刷技法が限定され、新たな印刷工程を強いられるおそれがあるため、相当の負担となる。また、特に小型製品に用いられる包装は、表示可能なス	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					ペースが限られるため、多重包装や無地の包装には一括表示を選択できるようにしていただきたい。さらに、既にフランス、スペイン、イタリアなど、EU加盟国レベルで包装ラベリング義務が存在しているため、EU包装・包装廃棄物規則のもとでラベルを導入する場合、国内レベルでの包装ラベルは直ちに廃止いただきたい。 ・懸念物質に関しては、IEC 62474と同様の情報伝達スキーム、または、IEC 82474に沿って伝達された材料宣言を技術文書として認めていただきたい。 ・リサイクルに悪影響を及ぼす物質の定義を明確にしていきたい。 ・懸念物質を追加する場合は、十分な猶予期間を設けていただきたい。 ・懸念物質の情報開示が、リサイクル促進にどれだけ寄与したかを評価し、公表していただきたい。	
10	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・グローバルに循環経済活動の高まりで、包装材等での包装材等での材質表示マーク（or リサイクルマーク）に関わる規制が活発化。各国あるいは米国においては州単体で、独自ルールで運用される場合（マークが異なる、他国のマークの記載を禁止するなど）が散見されており、結果、個別対応を強いられたり、更新頻度も高くなり、事業負担が高いことはもとより、グローバルに見ても非効率的に思われる。	継続	・独自ルールは貿易制限的でもあり、循環経済を遂行する上でもグローバルに統一することを政府間でグローバルに協議頂きたい。	・各国の包装材等の規制 (材質表示マーク or リサイクルマークに関わる規制)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・廃棄物枠組指令改定に含まれる包装部分の国内法化を機に、加盟国が独自の包装要求を追加する事例が多発（イタリアやフランスは各国語独自表記を要求）。 EU包装材と包装廃棄物に関する規則(案)での義務付けと達成年度に対し、実現可能性が見えない中で、制定されても困る。 また、含有物質関係の新規要求は有害物質規制適合自己宣言による「適合宣言」＋「技術文書」での証明で、規則発効1年後から適用されるとあり、対応において懸念あり。 2025年1月22日、EU包装と包装廃棄物に関する規則（(EU) 2025/40）の官報公布。	継続	・新しくEU包装材と包装廃棄物に関する規則が提案された。従来の指令から規則となることから、各国独自の要求を排除し、EU域内で記号を完全に統一することを強く要望。 ・一方、製造者はグローバルで包装材を共通化していることが多いことから、EU以外向けの表示については禁止対象外とすることも併せて要望。 ・従来は規制制定後にガイドラインが非常に遅れて公開されており、産業界は対応に苦慮している。実現検証（根拠）をもとに、具体的なルール・ガイドラインを産業界と共同して制定した上で、規則及び下位法を制定するように要望。	・EU包装と包装廃棄物に関する規則((EU) 2025/40)
12	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・新たな包装・包装廃棄物規則は、包装廃棄物が環境に及ぼす深刻な影響に対処するため、包装のライフサイクル全体にわたる包括的な管理枠組みを確立することを目的としている。規則とはいえ、新たな要件に対応するためには、各国の包装関連法規の改正が必要となる。加盟国には、依然として国内独自の措置を講じる一定の裁量権が認められているようである。当社にとって、加盟国レベルでのこうした差異に個別に対応することは、大きな負担となる可能性がある。	継続	・EU加盟国間で手続きの調和を図る。 ・報告および表示要件における分断を避ける。	・ REGULATION (EU) 2025/40 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 December 2024 https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj/eng
13	日機輸	交換用包装材への過剰な要求事項	・一般に、電気電子機器の包装は製品を包装しているために対象のHSコードでEUに輸入されることはない。しかし、輸送時に破損した包装の交換用包装として、少量の包装を単体で輸入する場合があります、その際は規制対象のHSコードで輸入することとなる。少量の交換用包装のために、Due Diligenceを実施すること、特に木材の伐採地の緯度経度情報や伐採日情報をサプライチェーンを遡って入手することは非常に困難である。	新規	・規制の目的に照らして必要性を超える過剰な要求事項を見直し、合理的に実施可能な規制要求としてほしい。特に、以下の点を要望する。 1. 対象のHSでEUに輸入されるが、その後既に上市され、かつ中の製品を補助、保護または運搬する性質を有する同一の包装と交換される包装の除外。 2. 対象のHSコードで輸入されるが、その後、EUに所在する輸入者（すなわちoperator）から次の販売業者に流通、消費、使用のために供給されるまでに、既に上市されている製品に同梱されるラベル、マニュアル、その他情報媒体の除外。	・ Regulation (EU) 2023/1115 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010 (Text with EEA relevance)
14	日化協	エコデザイン規則(ESPR)	・エコデザイン規則（ESPR：Ecodesign for Sustainable Products Regulation）では従来のエネルギー関連製品限定から製品グループが拡大することが発表されている。デジタル製品パスポートの創設（2024年3月	継続	・具体的なガイドラインをなるべく早く公表いただくこと、既に市場にあるものや企業が在庫にしているも	・ Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			22日記事参照)や、公的機関に対するグリーン製品の公共調達基準、売れ残った消費財が廃棄されるのを防ぐ仕組みなどが作られる予定だが、製品グループごとの具体的な規制内容は委任法で規定されることになっているが、規制内容が現状に即したものになり、かつガイドラインなどを規制公布に先駆け発表していただくことを希望する。		のが使用できず規制不適合な製品を発生することにならないように規制内容や猶予期間を適宜見直していただきたい。	Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj
15	日機輸	PFAS規制の不合理・過度な要求	・2023年前半に有機フッ素化合物（PFAS）の規制案が公開され、2023年3月22日から半年間のコメント募集が行われた。物質群として規制されるため、CAS（Chemical Abstracts Service）登録番号などでの明確な指定がない点や、対象製品などを含めて、十分なりリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が問題点としてあげられる。PFASは、電気電子機器にとって、必要不可欠な物質であり、未だ代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、及び交換用部品について適用除外を設定しない場合、欧州に電気電子機器を上市できなくなる可能性がある。 ・2025年8月に、制限提案5か国は、2023年に実施した公開意見募集にて寄せられた5600件以上のコメントを受け、スペアパーツの無期限除外や、特定の用途に対して6.5年もしくは13.5年の時限的適用除外が追加された（猶予期間の違いは代替可能性によるとされている）。一方で、PFASをグループとして規制するアプローチに実質的な変更は見られず、さらに、PFAS含有に関する表示要求（物理的な表示）の対象範囲が広範な成形品にまで拡大された上、ECHA（European Chemicals Agency：欧州化学品庁）への年次報告の要求が追加されており、依然として産業界に多大な管理負担を強いるものとなっている。	継続	・対象化学物質のCAS登録番号指定、科学的なりリスク評価と、代替可能性評価に基づく対象の指定と適切な猶予期間の設定などを行っていただきたい。 ・産業界と綿密なコミュニケーションを取り、経済影響を考慮し、必要以上に商品性を阻害し、貿易障壁的とならないよう、現実的な要求事項の策定を行っていただきたい。 ・プラスチック成形品単位での指定文言の表示は、複雑な成形品から構成される電気電子製品には非現実的な要求であり、削除していただきたい。 ・年次報告を要求する場合、規制の対象となるPFASのCAS登録番号を指定していただきたい。	・欧州化学品庁(ECHA) https://echa.europa.eu/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e18663449b ・Regulation (EC) No 1907/2006
16	印刷機械	PFAS規制の不合理・過度な要求	・PFAS（有機フッ素化合物）規制について、素材への規制につき大きな脅威を感じている。	継続	・代替品が広く確立されるまでは規制緩和をお願いしたい。	
17	日機輸	PFAS規制改定に対する懸念	・欧州化学機関（ECHA：European Chemicals Agency）は、2025年12月17日、PFAS制限提案に関して2026年3月から開始される予定の社会経済分析委員会（SEAC：Committee for Socio-Economic Analysis）意見書草案の公開協議に関わる回答者のためのガイダンスと当該ガイダンスの付属書であるPFAS Use-mappingを公開した。	新規	・2026年3月頃にSEAC草案への意見募集が行われる見込み。産業界にとって順守を可能とする現実的な規制であるかの確認するとともに、過度な要求に対しては、撤回を求める意見を表明する必要あり。産業界を挙げた対応が必要。	・ガイダンス： https://echa.europa.eu/documents/10162/17091/upfas-seac-do_consultation_guidance-for-respondents_en.pdf/68d5b13b-d7d6-f14b-2c3e-9b3c07c98113?t=1765956675386

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						・ (付属書)PFAS Use-mapping : https://echa.europa.eu/documents/10162/17091/pfas_use-mapping_annex_to_guidance_for_respondents_en.pdf/e242dcf0-0aab-2619-234e-09445bb181c5?t=1765893415372
18	日機輸	PFAS関連のREACH規制	・ 2020年以降、REACH所轄官庁は、さまざまな種類のPFAS（ペル・ポリフルオロアルキル物質）とそれらの毒性プロファイルを区別する意図はなく、非常に大きなグループのPFASについてREACH制限文書を準備している。RECHARGE調査によると、主に2つのカテゴリーで、バッテリー業界で使用されているのはフルオロポリマーのみである。 ーバインダーとして電極レベルで使用：PVDF（ポリフッ化ビニリデン）PTFE（ポリテトラフルオロエチレン）リチウムベースのバッテリー、ニッケルベースのバッテリー、およびナトリウムベースのバッテリーに使用。 ーセル/バッテリーレベルでのその他の用途：セパレータ コーティング、添加剤、ガスケット/シール、パイプ、バルブ、シーリング（FEPやPTFEなど）。ポリマーの危険性評価からフルオロポリマーはリスクの低いポリマーである。	継続	・ PFASの制限範囲は依然として非常に大きく、フッ素ポリマーが含まれる予定。	・ ECHA Restriction proposal on PFSA https://echa.europa.eu/de/-/echa-receives-pfass-restriction-proposal-from-five-national-authorities
19	日機輸	芳香族臭素系難燃剤およびリン系難燃剤制限	・ 2025年11月26日、欧州委員会は欧州化学機関（ECHA：European Chemicals Agency）に対し臭素系およびリン系難燃剤の制限検討に関する下記の作業を開始するよう正式に要請したことを発表し、その後、2026年1月21日、ECHAが芳香族臭素系難燃剤（ABFR）に関する情報収集を開始した。期間は2か月。 ■対象範囲 1. RoHS指令2011/65/EUに定義された電気電子機器(EEE) 2. 規則(EU)No 305/20113に定義された建設製品 3. 規則(EU)1007/20114の第3条(1)(a)および同規則の第2条(2)に言及された製品に定義された繊維製品 ■情報収集 3つの潜在的な制限オプションの社会経済的影響に関する情報を求める。 1. 制限オプション1：5物質の制限（DBDPE / DBDPE and lower brominated analogues /TBPB/Reaction mass of TBPB and EHTBB/BTBPE） 2. 制限オプション2：より広範な24物質群の制限（バックグラウンド文書の表1，表2） 3. 制限オプション3：表1の物質およびCLP規則に従って将来PBTまたはvPvBに分類される場合は、表2のすべての物質の制限	新規	・ まだ情報収集の段階であるので、今後どのような規制になるのか注視が必要。また、規制化の過程の中で、過度な規制・要求にならないよう日本の産業界からも適切な意見提出が必要。	・ Current calls for comments and evidence https://echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence/-/substance-rev/81001/term
20	印刷機械	CBAM規則の不明瞭・運用	・ HS72、73、76類の鉄鋼、アルミニウム製品については2023年10月より移行期間ではあるが、EUに輸入される対象製品の製品プロセスで発行	継続	・ 多くの情報を開示して欲しい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の未整備	したCO2の直接排出量の報告義務が輸入者側に求められており、最終的には炭素国境調整メカニズム（CBAM）証明書の購入という形でEU圏内のカーボンニュートラルに繋がるものと思われるが、未だに情報量が少ない。			
21	日機輸	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・炭素国境調整メカニズム（CBAM）規則について、以下の問題がある。 －EUのCBAM移行期間が2023年10月開始した。不正確な報告や報告を怠れば（輸入者に）罰金を課すという制度でありながら、内容に不明瞭な点も多いため、内容確認や具体的対応の検討が思うように行えず大変な負担となった。 －2025年から必須となったEU指定の計算方法は非常に難解な内容であったため、多くの輸出社各社が代替計算方式もしくは各社解釈・各社様式で依頼してこられるため、計算・回答対応に大変に混乱が生じた。 －2026年1月からの本格適用にあわせCBAM規則が簡素化され、当初よりも各社の負担は緩和されたものの、炭素量計算に使用するデフォルト値にマークアップの考え方が織り込まれ従前より高い値に設定された。炭素価格の支払い負担が増えていく仕組みとなっており、デフォルト値の下方修正をお願いしたい。また現時点でも控除されるべき「日本で支払った炭素税」については、何を炭素税と捉えるのか不明であり、早急な情報開示をお願いしたい。 －2028年からの追加品目案（鉄・アルミの下流製品）が公表されたが、現対象品と比較し複雑な製造工程を経る製品ばかりであり、炭素量計算をどのように行うか確認できない。	変更	・対象品拡大の抑制。（現在の限られた対象製品対応だけでも相当な負担） ・日本政府からの情報展開もお願いしたい。 ・英国でもCBAM導入が決定されたが、EU版と同一の制度となるようお願いしたい。（計算方法が異なることになれば、対応がさらに困難）	・ REGULATION (EU) 2023/956 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism ・ Regulation (EU)2025/2083 of the EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 October 2025 amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism
22	日機輸	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・日本のサプライヤーで実測値での対応準備が整っていない。EU基準でのAuditが前提となっておりこのAuditに耐える実測値を商品ごとに算出すること自体がハードル高い。この状況下で目の前の新規入札に対応する必要があり一般的に実測値より高いコストに繋がるものの拠り所としてデフォルト値を使わざるを得ないため、特に欧州内企業と競合する場合に競争力低下を危惧する。	継続	・例えば鉄鋼では、欧州内の自動車産業界や建材業界のビッグユーザーから「除外申請」の声が上がることを期待する。（欧州内の生産コスト増加に繋がってしまうため）	
23	日商	CBAM対象拡大と炭素コスト増	・EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）により鉄鋼・アルミ等が課税対象となり、EUではコンプレッサー等の川上素材への対象拡大も議論されている。排出量データ取得は困難で多くがデフォルト値（平均30%割高）依存。さらに炭素価格は€40–100/トンから€400–1,000/トンへ上昇の可能性が指摘されており、生産のコスト増と柔軟性低下につながる懸念がある。	継続	・対象拡大と炭素価格上昇を踏まえ、過度な負担を避ける制度運用を要望したい。	
24	印刷機械	CBAM規制の対応のコスト増・重い負担	・2026年から炭素国境調整メカニズム（CBAM）の本格適用により、対象品目の輸入時に炭素排出量に基づくCBAM証書の購入・償却が必要。（輸入者） －排出量算定の負担 －コスト増（差額課税）などから、EU輸出競争力の低下などが懸念される	新規		
25	日農工	CBAM規制の対応の困難・	・春先より供給先A社から当社を含めた複数のメーカーに告知。EU炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Boarder Adjustment Mechanism）対象部	継続	・撤廃希望。	・CBAM(EU炭素国境調整措置)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		重い負担	品を供給先A社へ供給した実績を洗い出し、当社の調達先へ原産国の確認や所定の基準を満たしているか調査依頼。供給先A社へ補修部品として出荷したネジ1本から全て相手先とやり取りが発生し、大半が回答不可であったものの、かなりの時間と手間を費やす事となった。脱炭素が揺らぐ中、保護貿易の色合いが強く感じる。			https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/b56f3df1fcbeced.html
26	時計協	CBAM規制の対応の困難・重い負担	・炭素国境調整措置（CBAM）により、生産時に炭素排出の発生した対象品目のEU輸入の際にデューデリジェンスが課されることになるが、必要情報の粒度や入手難易度が高く、相当な時間と手間が発生している。また、提出のプロセスも分かりづらく、情報入手ルートに乏しいため対応策定に苦戦している。2026年元日から本格運用が始まり、年間50トン以下のCBAM対象製品の輸入は義務免除となったが引き続き最新動向を追いながら対応を進める。	変更	・提出情報の簡素化。 ・対象品目の明確化。	・ Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism (Text with EEA relevance)
27	日鉄連	CBAM規則のWTOルールとの不整合	・ 2021年7月14日、欧州委員会が炭素国境調整メカニズム（CBAM）の設置に関する規則案を発表。EU域内の事業者がCBAMの対象となる製品をEU域外から輸入する際に、域内で製造した場合にEU排出量取引制度（EU-ETS）に基づいて課される炭素価格に対応した価格の支払い（CBAM証明書の購入）を義務付ける。2023年から予備段階として報告制度を開始し、2026年から実際の支払いの義務化を開始予定。 ・ 2022年6月22日、欧州議会において可決。 ・ 2022年12月13日、欧州委員会、欧州議会、閣僚理事会の三者で開催される非公式協議（トリローク）において概要以下で大筋合意。 －対象範囲：鉄鋼、アルミ、肥料、セメント、電力に加え、水素、特定条件下での間接排出、いくつかの投入原料 －移行期間（CBAM証明書の購入を伴わない報告のみ）：2023年10月1日から2025年12月31日まで －本格導入：2026年1月1日 －EU-ETSの無償枠削減スケジュール：26年:2.5%, 27年:5.0%, 28年:10.0%, 29年:22.5%, 30年:48.5%, 31年:61.0%, 32年:73.5%, 33年:86.0%, 34年:100.0% ・ 2023年5月16日、欧州委員会が炭素国境調整メカニズム（CBAM）を設置するための規則を公布、翌日に発効。 ・ 2023年6月13日、欧州委員会が移行期間（2023年10月1日～2025年12月31日）に適用する実施規則案を公表、パブリックコメントを募集。 ・ 2023年8月17日、欧州委員会が実施規則および関連文書を公布。 ・ 2023年10月1日、CBAM報告書の提出義務を伴う移行期間が開始。	変更	・ グローバルな視点での温暖化対策上の効果が期待できないこと、WTOルールとの整合性に疑義があり導入に反対。	
28	日鉄連	CBAM規則のWTOルールとの不整合	・ 2024年10月31日、欧州当局が①CBAMレジストリに関する実施規則案及び、②CBAM申告者の条件・手続きに関する適用規則案の実施規則案を公示。 ・ 2025年1月4日、欧州当局がCBAMレジストリ実施規則の最終版を公示。 ・ 2025年2月26日、欧州当局がCBAM簡素化法案を公表。 ・ 2025年3月18日、欧州当局がCBAM申告者の条件・手続きに関する適用規則案の実施規則案を公示。	変更	・ グローバルな視点での温暖化対策上の効果が期待できないこと、WTOルールとの整合性に疑義があり導入に反対。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・2025年7月1日、欧州当局がEU-CBAMにおける下流製品への対象拡大、迂回防止措置及び電力部門における規則についてパブコメを募集する旨公示。 ・2025年8月28日、欧州当局がEU-CBAMに関する3つの実施規則（含有排出量の方法論（デフォルト値）、ETS無償割当、第三国の炭素価格）について証拠募集する旨が公示された。 ・2025年10月17日、簡素化法が官報公示され、3日後の10月20日に施行。 ・2025年11月20日、欧州当局が検証機関への認定付与条件に関する委任規則及びその附則を公示。 ・2025年12月、欧州当局が各種実施規則案・その他資料を公示。			
29	日機輸	「持続可能な化学物質戦略」のハザードベースでの規制強化方向	・欧州委員会は、2020年10月14日、「欧州グリーンディール」の一環として、「毒性がない環境のための汚染ゼロの野心」を達成するための「持続可能な化学物質戦略(CSS)」を公表した。内容的にリスクベースというよりも、ハザードベースでの規制強化の方向。 EEE業界への影響が特に大きいと思われる施策は下記の通り： －エッセンシャルユース（必要不可欠な用途）以外のPFAS制限。 －PFASのグローバルな制限に向けた取り組み（ストックホルム条約、バーゼル条約等。→現ストックホルム条約の基準ではPFASを付属書A・Bに掲載するのは難しい。条約そのものの改正提案を検討する？） －CLP・REACH規則の見直し（登録情報、認可・制限プロセス、SVHC判断基準 →現基準ではSVHC指定や制限の難しいフッ素化合物も指定できるようにする？） －REACHにおいて物質を“グループ”として扱うための施策（→RoHSの制限物質検討にも影響？） －制限・認可の新たな条件“mobility(移動性)”の提案（→PFASなどが制限可能になる） フォン・デア・ライエン委員長の第2期政権でクリーン産業ディールを発信し、オムニバス法案など、持続可能な成長に向けて企業の負荷低減を発表。	継続	・施策検討に当たっては、ステークホルダーの意見も考慮。（段取りを追った意見収集） ・エッセンシャルユースの定義検討で“最終製品がエッセンシャルユースかどうか”というところで議論が進んでいるが、RoHSの適用除外同様、“その物質が技術としてエッセンシャルかどうか”という考え方にしないと、製品が成り立たない。REACH規則など、今後大きく影響するため、考え方の整理が重要。 ・リスクベースの規制検討 特にPFASとしてフッ素化合物をトータルで規制しようとする動きが進んでいるが、物質数が数千もあるPFASはEEEにとっては無くってはならない物質も多数存在し、このまま規制されるとEEEが製造・販売できなくなる。物質それぞれでリスクアセスメントを実施した上で、制限するに値すると判断した物質についてはCASで明確にし、移行期間や除外、産業界が管理できる閾値での制限を求める。 ・変更、規制に当たっては十分な猶予期間の設定	・持続可能な化学物質戦略(CSS：Chemicals Strategy for Sustainability) ・REACH規則での制限検討
30	自動部品	欧州廃自動車(ELV)規制	・欧州廃自動車（ELV：End-of-Life Vehicles）指令の改定に伴い、サーキュラーエコノミーに対する高い具体的な目標が設定されたが、実現するためには、確保する量、質の問題、品質保証する具体的な基準などを業界・国と一体となった活動が必要。部工会を通じ活動中。 ※ELV（廃自動車：End-of-Life Vehicle）	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
31	日機輸	カーボンフットプリントの法規制対象範囲の広範、決定プロセスの曖昧	・カーボンフットプリントの算定ルールが未確定で複雑な上、国によって有利不利が偏ってしまう。CRM(重要な原材料)は有毒化学物質とは限らないことから、その情報把握が現在のサプライチェーンの仕組みと合致しておらず、把握困難。CEマーキングのための適合性評価機関がEU域内であることが必要とされており、域外企業が評価しづらい状況となっている。また、評価規格がEUに有利とならないよう国際規格に則ることが必要。総じて、多くの規則案の移行期間が早めに設定されているようで、産業界に混乱を招いている。	継続	・総じて議論の時間が短すぎる。暫定の移行期間であるにしても、移行期間を長めに設定する発信をしてほしい。 ・また、評価は国際的に公平なものとなるように配慮をお願いしたい。 ・そもそも定義が不明瞭で、解釈が多岐に渡り対応に苦慮している。加えて、条項によっては詳細が下位法やガイドラインに委ねられており、その発行が待たれる状況。産業界がスムーズに対応するために、解釈のガイドライン（例えばQA）や早期の付属文書の発行の要請を要望していただきたい。	・電池規則
32	製薬協	都市排水処理指令実施の懸念	・2025年1月に発効されたUrban Wastewater Treatment Directive法（都市下水処理指令）では、医薬品および化粧品を生産者に対して、汚染物質の処理の費用を負担させる仕組みとなっている。現在、2027年7月までにEU各国で詳細なルールが検討されている。	継続	・医薬品産業や化粧品企業に対して、不公平、不平等な負担にならないよう、ルールを設定して頂きたい。	・Urban Wastewater Treatment Directive : https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/3019/oj
33	時計協	欧州森林破壊防止規則(EUDR)の煩雑性と情報不足	・欧州森林破壊防止規則（EUDR：EU Deforestation Regulation）により、木材をはじめとする対象項目のEU輸入の際にデューデリジェンスが課されることになるが、具体的な条件や必要な提出書類が明確でないため対応検討が難しい状況。2025年12月時点では再延期する改正法が公布され、2026年12月30日の運用開始となったが、デューデリジェンスの順守のために相当な時間と手間がかかることが予想される。	変更	・具体的情報の早期公表。 ・対象品目の明確化。	・REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010
34	日商	欧州森林破壊防止規則(EUDR)の急な導入・変更への対応	・森林破壊防止規則（EUDR：EU Deforestation Regulation）について、2025年12月から1年間の適用延期が決定されたが、デューデリジェンスの具体的な運用やITシステムの詳細仕様がいまだ流動的である。サプライヤーに対する情報請求の負担は大きく、ルールの度重なる変更は企業の準備コストを著しく増大させている。	継続	・企業に過度な事務負担を強いないよう、報告様式の簡素化や、公的なガイダンス・ヘルプデスクの充実を図ること。	・EUDR
35	日農工	欧州森林破壊防止規則(EUDR)の厳格・重い負担	・欧州森林破壊防止規則（EUDR：EU Deforestation Regulation）により、春先に供給先より要請があり、2024年度一杯でゴム製品は欧州通関を切れなくなると一報。製品に組み込まれているものは除外されたものの、補修部品としてのゴム製品すべてが対象。欧州各国の販売店へ一報	継続	・撤廃希望。	・EUDR(欧州森林破壊防止規則) https://www.bluedotgreen.co.jp/column/overseas/eudr/

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			し、年内一杯でゴム製品を輸入すべく受注案内を促した。販売店も把握していない所が殆どだったが、今後の補修部品についての不安が拭い切れず。エンドユーザーの為にもならないこの措置は、単なる保護貿易なのか、再考を促したい。 →2026年度は目立った動き無く、補修部品を出荷できないことから引き続き撤廃を望む。			
36	日機輸	欧州森林破壊防止規則 (EUDR)の厳格・重い負担	・ 2023年6月、EUで、従来の木材規則の対象を拡大、強化する「森林破壊防止規則」が制定された。対象製品は、木材、天然ゴム、大豆、肉牛・カカオ・コーヒー・ヤシで、主にデューデリジェンスに関する要件が強化されている。 ・ 主な追加要件は下記の通り。 － 「森林破壊フリー (deforestation free)」であることの証明。 － 対象製品を生産した場所の正確な位置（小数点以下6桁の緯度と経度で。複数の場所で生産された場合には、地理的位置も複数提供）、および生産日・期間の報告。 － 確認対象の法規制が追加。 当初は2024年12月30日から適用開始の予定だったが、その後期限が延期され、2025年12月30日から適用されることになっている。 適用期日は延期されたが、特に生産地の情報などは、サプライヤーから、要求される精度で情報を得ることはほとんど不可能と聞いており、フィジビリティがない。 (2026年追記) 2025年12月に公布された改正規則により、適用期日はさらに延期され、2026年12月31日となったが、デューデリジェンス要件については大きな変更はなく、いまだに対応は困難。	変更	・ デューデリジェンス要求の緩和、特に「森林破壊フリー」の証明、および生産地情報要求の緩和をお願いしたい。	・ EU Deforestation - Free Products Regulation (EU)2023/1115
37	日化協	欧州森林破壊防止規則 (EUDR)の厳格・重い負担による輸出の困難	・ 2020年12月31日以降に森林伐採または、荒廃した土地で生産された商品でないことと生産国の法律に従って生産されていることの要件の両方を満たさない場合、それらの製品をEU市場で販売・EU市場から輸出することはできず、その証明の内容が原材料の生産地の土地座標取得など厳しい条件となっている。自社で最初の時点からかかっているものをEUへ入れるにはシンプルな情報収集で対応可能かもしれないが、川上メーカーから原料を購入して製品を作っている川下企業としてはかなり上流までさかのぼる必要がありかなり負荷の高い要件となっており、メーカーから情報を収集する対応に苦慮している。 - またHSコードで規制対象が決まるが、メーカーの提示してくださるもの、通関業者が提示するもの、受け入れ時にEUの指定するコードがそれぞれ異なる場合があり、対象となる物質を同定するのも難しい場合がある。また既存のRSPO認証やFSC認証の仕組みなどがそのまま活用できないので、これらの要件を認めていただけるようにしていただきたい。 適用開始延期があったが、要求水準自体は変わっていない。	継続	・ 既存のRSPO認証やFSC認証の仕組みなどがそのまま活用できないので、これらの要件を認めていただけるようにしていただきたい。	・ 欧州森林破壊防止規則 (EU Deforestation Regulation) https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R1115&qid=1687867231461
38	日機輸	欧州森林破壊防止規則実施細則の不十分	・ 欧州森林破壊防止規則（EUDR：European Deforestation Regulation）では、事前に対象の産品が「森林破壊フリー」で生産国の法令を順守していることを確認するデューデリジェンス（D.D.）を実施し管轄当局へ報告することを義務づけており、企業が対応しない場合はEU市場への上	継続	・ 最初から丁寧な制度設計と実務上手厚い説明をお願いしたい。 ・ 製造者を含む輸出者に対するガイダンス資料の充実。特にD.D.の内	・ Regulation (EU) 2023/ of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on the making

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		による輸出入の困難	市、供給、またはEUからの輸出が禁止となるが、以下の問題がある。 －規則内容と補足資料（FAQ）の内容だけでは情報が不十分であり、対応準備に苦心している。EU側の準備不足は明白であり、結局適用タイミング直前となって適用開始の1年延期が決定したが（2年連続の延期決定となった）、延期決定を公開するタイミングも非常に遅く、情報収集に時間とコストを費やした。最初から現実的な適用期日を設定するか、適切なタイミングでの規則の修正を行うべきである。 －輸出各社からEUDRに対する当社対応についてヒアリングを受けたものの、EUからの公開情報が限られている中（特にD.D.に関して）、仕入先への説明・依頼および輸出各社への回答ともに大変苦労した。なお、当社と取引のある天然ゴムを使用した製品の製造メーカーは、各社とも対応準備が全くされていないとのことであった。 －対象産品をHSコードにより特定しているものの、ゴムの場合、天然ゴムを含まない合成ゴム製品も同一HSコードである。適用外の産品の実務対応についてFAQで全く記載されていない（当局でどのように適用対象・対象外を区別するのか、適用外であることを証明する書類が必要となるのか、適用外でもEUDRのITシステムへの登録は必要なのか、等）。輸入禁止を伴う以上、輸入実務も考慮した十分な制度設計と説明が必要である。		容、ITシステムへの登録イメージ（入力者は輸入者でも、調査・作成や情報展開は輸出者が行わなければならないため） ・海外の重要な法規制に関しては、サプライチェーンの下流から上流各社へ個別に情報展開・説明・以来を行うのではなく、政府から当該業界へいち早い情報展開・説明をいただけないものか。	available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010 (europa.eu
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	医機連	審査機関の申請から承認までの時間長期化	・審査機関でのレビューに時間を要して申請してから承認までの期間が読めない。	継続	・審査機関の増加による審査スピードアップ。	
2	自動部品	企業サステナビリティ報告制度の複雑、工数・費用増	・企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）が複雑で、工数とかかる費用が膨大。アドバイザリーと契約して対応を進めているが、報告内容が多く、対応する内部工数及び費用も膨大なものとなっている。それに対してEUが享受できるメリットは不明瞭な状況であることから、どこまで力をかけて取り組むべきかの判断が難しい。	変更	・可能な限りの情報提供をいただきたい。	・企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive)
3	自動部品	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・オムニバス法案後も第三国適用（グローバル開示）の対象となるが、N-ESRS（第三国企業向け報告基準）の策定が2027年10月以降に延期。2028年度の適用に向けて準備を進める場合、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を参照せざるを得ず、過剰な費用や工数が必要になる。	新規	・N-ESRS草案を早期に提示いただきたい。	・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)
4	自動部品	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)対応、企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDDD)対応について： －EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）始めとする欧州初の法的拘束力をもった案件に対する対応、主にデータ流通基盤に関わる対策の検討。 －環境デューデリジェンス（環境DD）対応、バリューチェーンを通じた情報管理と第三者認証の取得。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日機輸	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・製品の二酸化炭素排出量と脱炭素化の具体的な目標により、多くの自動車関連顧客とのビジネスに参入するために製品環境性能データが必須となる。スコープ1〜3排出量の透明性を要求する業界顧客の数が増えている。 2025年度からのCSRDの報告義務＞会社の経営報告書へのサステナビリティデータの掲載、デューデリジェンス開示、第三者監査。	継続	・顧客やその他の利害関係者からの増加する要求をサポートするために、ESGパラメータへのアクセスごとにグローバル データベースを開発する。	・ CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0380_EN.pdf
6	日機輸	企業サステナビリティ報告指令の情報開示基準の不明確	・企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）およびEUタクソノミーに関して、広範なESG情報の開示が要求されることとなるが、対応には多大な準備作業が必要。また、2028年度以降は日本側でグローバル開示が要求されるため、この対応も大きな懸念となる。 2026年より売上450M EUR以下の企業はCSRD対象外となった。当社のEU各国法人は対象外となったため、準備作業が軽減された。	変更		
7	日機輸	企業サステナビリティ報告指令の情報開示基準の不明確	・EU域外企業が企業サステナビリティ報告指令（CSRD）で情報開示する際、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）と同等の基準での報告が認められる理解であるが、これらがどの基準であるかが明確化されていないため、現状、それぞれのスタンダードに対応しなければならず、対応の効率化の検討ができない状況にある。	継続	・ESRS同等の基準について早期に（第三国企業向けESRSの最終化に先行して）ご提示いただきたい。	・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)
8	日機輸	企業サステナビリティ報告指令の不明確な監査基準	・企業サステナビリティ報告指令（CSRD）監査基準が明確でないため適用時期に向けて準備を進める場合、保守的な対応を取らざるを得ず、準備に莫大な費用が必要となる。	継続	・企業の過剰な対応工数・費用を回避するため、オムニバス法案で検討されている、CSRD監査に関するガイダンスの草案を早期にご提示いただきたい。	・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)
9	印刷機械	サイバーレジリエンス法の対応・コスト負担	・PC・PLC（産業用機器）およびソフトウェアを製品に使用しているため、サイバーレジリエンス法（CRA：Cyber Resilience Act）の対象となるが、新たにセキュリティ設計の導入が必要となっている。現在、コンサルタントを活用して対応を開始しているものの、アフターサービス体制や代理店との契約条件の見直し、報告体制の整備などに多大な労力を費やす可能性がある。	新規		・欧州サイバーレジリエンス法(CRA：Cyber Resilience Act)
10	日工会	サイバーレジリエンス法の対応・コスト負担	・2026年後半から施行されるというEUサイバーレジリエンス法案により、開発への負担やコスト負担が非常に大きくなっている。	新規	・実際のサイバー攻撃の実情から考慮し、適用範囲の妥当性を見直しを行ってもらい、より現実的な法規制にしてもらいたい。法案適用以前のものも対象にしていたり、ネットワークに接続されていないものも含まれている。	・ IEC62443
11	医機連	サイバーレジリエンス法の詳細の不明確・猶予期間の不足	・欧州サイバーレジリエンス法（CRA：Cyber Resilience Act）は、2022年9月に草案が提出され、その後、2024年10月23日にEUの承認を受けた。続いて、2024年11月20日にOfficial Journalに掲載され、2024年12月10日に正式発行された。第14条は2026年9月11日から適用され、最終的には2027年12月11日に全面適用が開始される。これらのスケジュールに基づき、今後の対応を進めていく必要がある。弊社のほぼ全ての製品が	継続	・全面適用日の4年以上の延長を要望する。 ・全面適用日の延長ができない場合は、下記を要望する。 ークラスIおよびIIを定義する法令解釈を至急発行して欲しい。→発行さ	・ REGULATION (EU) 2024/2847 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 October 2024 on horizontal cybersecurity

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			対象と考えられるが、全面適用の日までに対応が間に合わなかった場合、販売に多大な影響が出る。 ・本規制のスコープが広範囲であるため、すべての製造業者が適切に対応することが難しいと思われる。特に、製品群毎に要求内容が異なるにも関わらず、対応方法を具体的に示すガイダンスが不足している。 ・クラス分類の解釈が曖昧であるため、分類が困難な状況。発行から12カ月以内にクラスIおよびIIを定義する法令解釈が出ると聞いているが、これは遅すぎて対応が間に合わない。 ・整合規格の発行が、全面適用日と同日の2027年12月11日までと聞いている。全面適用日より2年以上は前に発行してもらわなければ、このスコープの広い本規制において、製造業者に2027年12月11日に全面適用を求めることは厳しすぎる。		れた。 －製造業者に対して2027年12月11日に全面適用を求めるのであれば、整合規格を至急発行して欲しい。遅くとも2025年12月11日までに発行して欲しい。→まだ発行されていない。	requirements for products with digital elements and amending Regulations (EU) No 168/2013 and (EU) No 2019/1020 and Directive (EU) 2020/1828 (Cyber Resilience Act)
12	日工会	サイバーレジリエンス法の規制範囲の広範	・サイバーレジリエンス法（CRA：Cyber Resilience Act）新法規について、規制対象が広範囲に及び、費用もかさむ。中小企業やEUへの販売が少ない場合には、費用対効果を検討したいが、法令となると遵守しなければならず、非常に難しい判断。	継続	・費用対効果が薄いため、班員をもう少し狭めて欲しい。	
13	日機輸	製品セキュリティ規制	・IoT製品に求められる法的な要件が各国・地域で異なっており、法令や対応内容の調査、各輸出国で必要な要件や試験への対応負担が増加している。	継続	・政府間の連携・交渉により、セキュリティ要件の国際的な調和を進めていただきたい。	・ EU CRA ・ EU RED ・ 英国 製品セキュリティおよび通信インフラストラクチャ法規制(PSTI：Product Security and Telecommunications Infrastructure Act)等 ・ 米カリフォルニアSB327 ・ 米オレゴンHR2395 ・ 豪Cyber Security Act 2024等
14	日機輸	デジタル市場法	・デジタル市場法（DMA：Digital Market Act）は欧州委員会による立案（ドラフト）で、大企業が力を乱用することを防止し、新規プレイヤーが市場参入出来るようにし、欧州デジタル市場でのより高度な競争を確保することを意図している。最新のドラフトではOSが申請の基準として定義されている。スマートTVやその他の消費者向け製品は機器を動かすためにOSが入っており、特にスマートTVで影響を受ける。	継続	・CEメーカーは、DMAの焦点がスマートフォン/タブレット、PCにあるため、現在の定義は変更されるべきであり、消費者向けCE製品（特にスマートTV）は「巻き添え被害」に過ぎないと考えている。業界団体等を通じて現在共同ロビー活動が行われている。	・ 2020/0374 (COD) ・ COM(2020) 842 final
15	製薬協	一般薬事法改正に伴うEUにおける医薬品開発・販売の見通し困難	・現在、一般薬事法（GPL：General pharmaceutical legislation）の改正について、欧州委員会、理事会、議会にて議論がされている。2025年12月に公開された理事会と議会の合意案では、EU加盟国に対する3年以内の供給義務が課され、供給できない場合、データ保護期間の権利を失う可能性がある。	変更	・データ保護期間は医薬品の市場性を確保する上で重要な要素である。医薬品の供給義務は重要だが、供給義務と直接的な紐づけをすべきではない。また供給開始までの期間についても製剤の製造方法や市場規模など	・ EU薬事法 － 現行規則： https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2004/726/oj ・ 議会と理事会案の合意に関するPR：

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					どを踏まえて柔軟に設定するような配慮をお願いしたい。	https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/11/pharm-a-package-council-and-parliament-reach-a-deal-on-new-rules-for-a-fairer-and-more-competitive-eu-pharmaceutical-sector/ ・議会と理事会の合意案に関する記事： https://www.sidley.com/en/insights/newsupdates/2025/12/eu-pharma-package---sharp-new-tools-with-limited-protections
16	日機輸	外国補助金規則に伴う事前通知対応、追加の情報提供依頼に伴うの過度な負荷・要求	・案件の予定価格が定められた金額以上の公共調達案件へ応札するたびに外国補助金規則（Foreign Subsidies Regulation）に則り、事前通知への対応が必要となり、現場の負荷が非常に高くなっている。 ・事前通知後に追加情報の問い合わせをうけたケースでは、膨大な数の質問に対し極めて短い納期で回答を求められる。現場運用に大きな影響を及ぼしている。さらに、外国補助金規則の範囲を超える内容まで質問が及ぶ場合もあり、その理由についても明確な説明が得られないなど、不透明な運用が散見される。	新規	・公共調達、企業買収の際の申請手続きの作業軽減を求める。 ・透明性のある予見可能な運用を求める。	・ REGULATION (EU) 2022/2560 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 December 2022 on foreign subsidies distorting the internal market
17	日機輸	脆弱性/インシデント報告規制	・法令に基づく当局報告について、各国・地域や法令により、報告内容・フォーム・報告方法がばらばら。時差がある中での時間制限への対応、現地で対応窓口を置く場合、現地人員確保や現地人員と開発者間の迅速な連携プロセスを要する。 各企業でこれらの対応内容の調査・対応のためのコストや工数負担が増加している。 迅速かつ品質の高い内容を報告するためにも、フォーマットや様式は可能な限りわかりやすく、かつインターネット通信での実行可能性(プラットフォームでの入力やメール受付)等が求められる。	継続	・政府間の連携・交渉により、報告内容や報告方式および報告の時限性の国際的な調和を進めていただきたい。	・サイバーレジリエンス法 (CRA) ・新ネットワーク情報セキュリティ指令(NIS2) ・重要インフラ領域の場合は米CIRCA、豪SOCI等
18	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・不適切メディアからの未成年保護の規制(ペアレンタルコントロールに関わる規制を含む)が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。(例：ドイツ、スペイン、ハンガリー等) 同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	継続	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にしていきたい。 ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮していただきたい。	・スペイン政府、デジタル環境における未成年者保護のための基本法草案を承認 https://www.mjusticia.gob.es/es/ElMinisterio/GabineteComunicacion/Paginas/APLO-proteccion-menores-entornos-digitales.aspx https://www.ministerpraesident.sachsen.de/ministerpraesident/TOP-10-Sechster-

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						Medienaenderungsstaatsvertrag.pdf
19	日機輸	EUの法律(指令)によるEU市場の細分化の拡大	・ EUの法律は、多くの場合、指令として発行される。指令は、EU加盟国によって現地の法律に置き換えられる予定であり、ヨーロッパ全体で市場の細分化が進んでいる。 非常に悪い例は、視聴覚メディアサービス指令（AVMSD：Audiovisual Media Services Directive）である。 欧州委員会は現在いくつかの法案を提出しているため、市場の細分化がさらに進むリスクがあり、EU市場向けの製品の開発と販売がますます複雑になっている。	継続	・ ヨーロッパで市場の細分化が進む傾向を止め、調和のとれたEU単一市場に向けて取り組み。	
20	日機輸	複雑で市場に適さないEUの法律増加	・ 現在、EUの法律はますます複雑で、十分に熟考されていない傾向があり、多くの不明確な点があり、一部は実用的でなく、最終的には市場に適さないものがある。以下2例： ①CRA/CSAは、インターネットに接続されたデバイスのセキュリティを向上させるために、製品開発（HW&SW）およびアフターセールス製品メンテナンス（SW更新）のためにいくつかの対策を求める良い意図を持つ法律。ただし、要求される文書作成や報告は、製造業者にとって高い労力を必要とする。 ②データ法は、消費者がIoTデバイスによって収集/生成されたデータに対して第三者にリアルタイムアクセスを許可する権利を含め、消費者がデータをより多く制御できるようにする法律。この法律は、個人（単一ユーザー）デバイス向けに書かれているが、マルチユーザーデバイス（例：SmartTV）にも適用されるため、完全に実用的ではない。	継続	・ EUの法律は、採択される前に実用性と市場適合性を確認する必要がある。そうでないと、法律の実用的な実施を明確にするために不必要な数の法的手続きが発生することになる。	
12. 政府調達						
1	製薬協	重要医薬品法に対する懸念	・ 欧州委員会、議会、理事会では現在、重要医薬品法（Critical Medicine Act）が検討されている。本法案においては重要医薬品および共通関心医薬品に対して共同調達の実施などが検討されている。共通関心医薬品には希少性疾病用医薬品なども含まれることになる。これらがEU領域における共同調達の対象となれば世界的な供給バランスが崩れうる等の可能性もある。	新規	・ 共同調達における購入価格や購入量については希少疾病医薬品の開発や供給に対して配慮をいただきたい。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	個人情報の国外移転規制	・ Brexitにより、2019年3月29日以降にEUから個人データを転送する場合、英国が第三国（非EEA加盟国）になる可能性あり。 EU委員会は移行期間が終わる前に、4年後に自動的に失効するという決断をし、英国が個人情報保護に関して十分なレベルにあると判断された場合のみ更新される。 EU委員会による英国に対する十分性認定の期限は2025年6月27日。十分性認定がなければ、EUから英国に個人データを転送する業務は、EUデータ保護法の下で個人データの国際転送に課せられる重大な制限により、はるかに大きなコンプライアンス費用に直面することになる。したがって、EU委員会が6月に期限が切れる前に英国の十分性認定の適用を延長するかどうかは、重要な意味を持つ。	継続	・ 合意なき離脱の場合、ECが英国に対し妥当性判断をする可能性はない。 ・ 2020年12月24日にEUと英国はTCAを締結。両国間の個人データ転送については6か月間の「ブリッジングメカニズム」あり。英国政府は英国の組織が個人データをEU/EEAに転送する方法に変更はないと述べている。 英国に対するEU委員会の十分性認定	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					の決定が延長されない場合、移転メカニズムとして標準契約条項に頼る必要がある。	
2	自動部品	個人情報の国外移転規制	・ SuccessFactorsにおいて、人員情報を管理しているが、欧州従業員の情報も保有しており、閲覧権限の制御とデータ保管国の規制があり、対応が必要となった。 － 閲覧権限：人事の特定者のみ閲覧可能に設定を変更。 － データ保管国：アメリカデータセンターでの保管のため、対応不要。	継続	・ 今後、個人情報を有するクラウドサービスを利用する際には、サービス提供者によるGDPR準拠などの情報を開示して欲しい。	・ EU一般データ保護規則 (GDPR : General Data Protection Regulation)
3	日機輸	個人情報の国外移転規制、データローカライゼーション	・ 事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集し、国を跨いで取扱いを行っているすべての法人は、各国法令を順守し、越境移転規制を順守する必要があるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために多重の負担が必要となっている。また、国によっては、当局への届け出が必要であったり、当該国に個人情報を保管することが求められる。 また、規制内容について当局の指針や運用が明確でなく、その確認や調査に各企業でコストや工数負担が増加している。	継続	・ 政府間の連携・交渉により、個人情報の取扱いルール（越境移転対応含む）の国際的な調和を進めていただきたい。 ・ また、日本の規制も他国との調和を進める必要がある。日本法と各国法で異なる対応が必要とならないようにしていただきたい。	・ 各国の個人情報保護法令 ・ データローカライゼーションにかかる法令
4	日機輸	データ提供義務における不公平なコスト負担	・ EUデータ法の第9条では第三者へのデータ提供について合理的な報酬請求が認められている。一方、第4条ではユーザー自身へのデータ提供は無償とされており、メーカー側がデータの準備、提供に要するコストを回収できない仕組みになっている。結果として、企業の競争力が損なわれる。	新規	・ ユーザー自身へのデータ提供においても、合理的な費用請求を認めていただきたい。	・ Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act) (Text with EEA relevance)
5	日機輸	デジタル化および共通仕様の導入	・ 2025年5月21日付で欧州委員会よりデジタル化と共通仕様に関する包括的な指令/規則改正案が提案され、公開意見募集に掛けられた。本改正案に対する懸念は以下のとおり。 a) Article 2(6)では、経済事業者に対して、デジタル製品パスポートに法令準拠の情報を含めることが提案されている。また、Annex VIに定められる適合宣言書の情報をデジタル製品パスポートに記載することを義務付ける措置は、これらの事業者にとって追加の経済的負担が生じる可能性がある。 製品中に含有される化学物質の規制や情報伝達については、Directive 2011/65/EU、Directive 2008/98/EC、Regulation (EC) No 1907/2006、及び Regulation (EC) No 1272/2008などに基づいて確立された制度がすでに確立されている。加えて、Directive 2008/98/ECにより、成形品の供給者は規則 (EC) No 1907/2006 の第 33 条 (1) に従ってSVHC (Substances of Very High Concern : 高懸念物質) 情報をSCIP DB (Substances of Concern In articles, as such or in complex objects (Products) : 欧州化学物質庁 (ECHA) が管理する、SVHC (高懸念物質) を0.1wt%超含有する成	新規	・ デジタル製品パスポート (DPP) は既存の枠組みで十分にカバーされない領域に限定され、経済事業者に追加的な負担が発生しないようにしていただきたい。 ・ 製品へのデジタル連絡先情報の表示要件については、現時点で全ての製品にデジタル連絡先情報の表示を求める必要はないと考えており、今後のDPPで詳細な連絡先情報を盛り込むことを提案する。もし、製品にデジタル連絡先情報をどうしても表示する必要がある場合は以下を考慮していただきたい。 － 「デジタルコンタクト」を新たに定義するのではなく、既存の法律で	・ (Proposal, COM(2025) 503) DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2000/14/EC 2011/65/EU, 2013/53/EU, 2014/29/EU, 2014/1301/EU, 2014/31/EU, 2014/32/EU, 2014/33/EU, 2014/34/EU, 2014/35/EU, 2014/53/EU, 2014/68/EU and 2014/90/EU of the European Parliament and of the Council as regards digitalisation and common specifications - Mandate for

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			形品（部品・製品）の情報を収集・登録するデータベース）に登録することが義務付けられており、その義務のためサプライチェーンに関わる各経済事業者は多大な投資を余儀なくされている。この状況を踏まえると、もし、新たな仕組みへ移行するのであれば、これまでの投資の意味が薄れてしまうリスクがある。 b) Article 2 (7)で、新たにArticle 16a Common Specifications（欧州標準化団体による「整合規格」が存在しない場合や、不十分な場合に、欧州委員会が策定する「共通仕様（技術的要件）」を通じて、製品の必須要求事項への適合を担保する仕組み。）が提案されている。これは、現行の整合規格に基づく運用を不必要に脅かし、サプライチェーン全体に追加の経済的負担を与える可能性がある。例えば、以下の点が懸念される。 1. 欧州委員会への過剰な権限付与 －提案では、欧州委員会は実施措置を通じて製品の適合性確認方法を決定する権限を持つことになるが、この権限の集中は、従来の調和基準の明確なルールに基づく運用を不安定化させ、業界関係者の予測可能性を著しく損なう。 －結果として、個々の製造業者及びサプライチェーン全体に対して、余分な検証や認証プロセスが強いられるリスクがある。 2. 現行の整合規格を脅かす影響 －現在、整合規格に基づく運用は明確な基準と手続きに則っており、製品の適合性確認がスムーズに行われている。共通仕様の導入は、これまで確立された運用システムに対する無用な変更を促すものであり、業界全体の混乱を引き起こす可能性がある。 －さらに、共通仕様が適用されるケースにおいては、従来不要であったテストレポートなどの追加証明が求められる可能性があり、これにより余計な行政負担やコスト増加が懸念される。 3. サプライチェーンへの経済的影響 －追加の認証プロセスやテスト要件は、特に中小企業にとっては負担が大きく、サプライチェーン全体の競争力低下を招く恐れがある。 －結果として、欧州市場における製品供給の円滑な流通が阻害され、企業活動全体に対してマイナスの影響が及ぶと考えられる。		ある一般製品安全規則（Regulation (EU) 2023/988 (GPSR) の用語と定義に合わせていただきたい。 －十分な移行期間をとっていただきたい。 －郵便宛先の要件を削除していただきたい。 ・ DPP以外のデジタル手段で提供しているDoC（Declaration of Conformity：適合宣言）について、今後、DPPが導入された後も、引き続き許容され、法的に有効としていただきたい。 ・ 既に整合規格が存在するEU指令に対して、それとは別にEUがCommon Specifications（共通仕様）を新設、適用することはやめていただきたい。	negotiations with the European Parliament ・ (Proposal, COM(2025) 504) REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EU) No 765/2008, (EU) 2016/424, (EU) 2016/425, (EU) 2016/426, (EU) 2023/1230, (EU) 2023/11542 and (EU) 2024/1781 as regards digitalisation and common specifications
6	日機輸	データ法における営業秘密保護の不十分な運用	・ EUデータ法の第4条における営業秘密保護は、ユーザー側の機密保持措置をメーカーが検証できず、機密保持契約の実行性が不十分。また、営業秘密開示を拒否した場合に当局への通知義務があるうえ、ユーザーによる異議申立ても可能で、メーカー側の判断が大きく制約される。結果として、企業の競争力が損なわれる。	新規	・ メーカー側の判断で、営業秘密の提供を拒否できる柔軟な規制にしていきたい。	・ Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act) (Text with EEA relevance)
7	日機輸	乱立するデジタルデータ関連法規の複	・ EU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）に基づいて個人データを保護することを目的とした法律に加えて、データとAIに関する包括的な欧州戦略の一環として、多くの法律が制定さ	継続	・ 包括的なガイダンスが切実に必要である。 ・ ガイダンスやテンプレート条項な	・ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		雑・域内での不整合	れ、今後も制定見込み。これらの法律は、データのための欧州単一市場の発展を促進するための新しい法的枠組みを創設する。 既存および計画中の法的行為は、法的な不確実性を高めている。新しい法的概念の解釈や法的行為の区別が困難。この新しい法的枠組みは非常に複雑。 入り組んだ法的行為が、EUおよび国家レベルでの適用権を巡って争っている。企業は、ますます厳しくなるデータ規制要件のジャングルを進み、コンプライアンス要件を満たす必要がある。データアクセス、データ交換、およびデータ利用に関する新しい規則は、しばしばGDPRの規制内容と衝突している。		どは、比較的ゆっくりとしたペースで発行。	Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) ・ Regulation (EU) 2018/1807 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union ・ Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act) ・ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) ・ Directive (EU) 2022/2555 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on measures for a high common level of cybersecurity across the Union, amending Regulation (EU) No 910/2014 and Directive (EU) 2018/1972, and repealing Directive (EU) 2016/1148 (NIS 2 Directive) ・ Regulation (EU)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act)
14. 人権デューデリジェンスに関する問題						
1	日機輸	CSDDDDに関する情報不足	・企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDDD）の社内準備および実行には、多くの関係者を巻き込むことが必要で、リードタイムも必要になる。また、10条（潜在的な負の影響の防止・軽減）、11条（実際の負の影響の終了・最小化）、15条（モニタリング）、27条（罰則）など、多岐にわたる要求事項について早期に正しく理解することが必要となる。	継続	・欧州当局からの情報（ガイドライン、契約モデル条項）を早期に出していただきたい。	・企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDDD)
2	日機輸	CSDDDDに関する情報不足、各国法の差異の懸念	・EU域内に多くの子会社が存在するため、各国法の整備状況の捕捉を効率的に実施する必要がある。特に第6条に規定されるグループレベルでのDD（デューデリジェンス）対応を採用する場合、各国法での規定に大きな差異が生じることでグループレベルでの包括的な対応が難しくなるまたは大幅な見直しをせざるをえない可能性が出てくるのではないかと危惧している。	継続	・各国法の整備状況の捕捉と適用対象企業への情報提供をお願いしたい。	・企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDDD)
3	日機輸	議論中のオムニバス法案含む、CSDDDD、CSRD、その他EU開示法規制とその関連委任法の整合性	・現在議論中のオムニバス法案に代表されるように、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDDD）、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、その他類似するEU開示法規制が、企業に対して過剰な負担をしいることなく、本来の法整備の目的（投資家への透明性の高い情報提供、人権DDの実施など）が達成されるような指令・規則間の関係性を明確に整理いただきたい。	継続	・CSDDDDでDDガイダンス、開示の委任法を策定される場合には、関連する法規制間の整合性にも配慮したものとしていただきたい。	・企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDDD) ・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)
4	日機輸	EU域外法人DDが遵守する際の複雑な法人体系、レポートライン	・EU域外の企業が企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDDD）、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の適用対象となる場合、比較的事業規模の大きい会社であることが想定される。このような非EU法人は、EU域内に持株会社が存在する、または、地域統括の機能を担う子会社が存在する場合など、資本関係と事業オペレーションのラインが一致しない場合も多く存在する可能性が高く、その場合通常のビジネス慣行と異なるレポートラインを追加的に構築する必要があり、対応も非常に困難で、時間を要する。 CSRD/欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）/EU域外企業向けのCSRD報告基準案（NESRS）、EFRAGガイダンス、などはこれらの法人体系についても理解を深めた上で策定されるべきである。	継続	・CSRDの適用対象となる企業が、CSRDの本来の趣旨に照らして適切なサステナビリティステイメントのスコップや開示内容を決定できるようなガイドラインの策定を求める。	・企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDDD) ・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)
15. 新型コロナウイルス感染症に起因する問題						

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	自動部品	コロナ禍以降中部発着の欧米路線の未再開	・新型コロナウイルスの流行により、ほぼすべての海外路線が無くなり、現在では段階的に再開されているものの、中部圏においては欧米路線の再開が無く、駐在員の渡航や一時帰国などにおいて身体的な負担になっている。	継続	・中部圏への欧米路線の再開の働きかけ。	
2	自動部品	コロナ禍以降中部発着の欧米路線の未再開	・新型コロナウイルスの流行により、ほぼすべての海外路線が無くなる。コロナ禍以降徐々に再開されてきたものの、欧米路線の再開が無く、出張者・駐在員の渡航や一時帰国などにおいて身体的な負担になっている。	継続	・中部圏への欧米路線の再開の働きかけ。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日商	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、輸送の長期化	・イスラエル情勢等の影響によるスエズ運河回避・喜望峰ルートへの変更により、アジアからの原材料・設備調達においてリードタイムが大幅に長期化している。	継続	・物流・サプライチェーンの安定化。	
2	日工会	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、輸送の長期化・コスト増	・紅海情勢悪化による影響で欧州行き海上輸送において、スエズ運河を回避し喜望峰ルートが利用されることになり、距離延長による燃料費の増加、航海日数の増加など、海上輸送費の高騰することになっている。	継続	・スエズ運河の安全航行。	
3	日工会	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、輸送の長期化・コスト増	・日本及びアジアからの船はスエズ運河通行を避けて南アフリカ経由での航海となり、輸送に時間がかかっている。運賃の高騰。出航後の航海中にも日常的に遅延が生じている。	継続	・紛争沈静後の速やかな通常航海ルートへの復帰を海運業界に要請頂きたい。	
4	自動部品	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、輸送の長期化・コスト増	・イエメンの反政府勢力フーシ派による紅海でのコンテナ船攻撃により、スエズ運河ルートでの貨物輸送ができなくなり喜望峰ルートへ航路変更。これにより輸送リードタイムが長くなり、また、輸送費用も高くなり、輸送に支障をきたしている。	継続		
5	日機輸	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、輸送の長期化・コスト増	・紅海の危険増加に伴い、スエズ運河を回避する動きが加速、リードタイム増加、追加運賃増加に伴い、輸送コストに与えるインパクトも増大、また先行きの見通しが不透明（事態も長期化を予想）である事より、サプライチェーンの抜本的な見直しも余儀なくされている。	継続	・紅海の治安改善、スエズ運河の安全性を担保する国際的な働きかけ。	
6	印刷機械	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、輸送の長期化・コスト増、スペース枯渇	・紅海航行リスクに伴う海運への影響について、以下の問題がある。 －EU域内等への運行日数の延伸 －コンテナ廻送の延伸 －スペースの切迫と運賃の高騰	継続	・安全な航行の確保。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	自動部品	紅海情勢による紅海・スエズ運河回避、コンテナ船荷物スペースの枯渇	・紅海沖でコンテナ船が攻撃された件を受け、各船社がスエズ運河を回避した運航ルートへ変更している。輸送工期長期化の影響で各船社共通して、2024年2月以降スペース枯渇が見込まれている。早期スペース確保のために本船CUT日の1カ月前に予約を行う必要があるとフォワーダーからアナウンスされているが、1カ月前に出荷物量を確定することも難しく、困っている。	変更		
99. その他						
1	自動部品	円安・物価の高騰	・欧米の物価高騰の勢いが日本と比較してもスピードが速く、特に家賃については毎年値上がりが続けている。当社では毎年、地域の家賃相場、海外駐在員の家賃を調査し、適正な家賃手当の増額を行っているが後手に回る傾向が続いており、駐在員の不安要素となっている。	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6. 雇用						
1	自動部品	採用難・人件費コスト増	・法定最低賃金の急激な上昇。 FY22 Q1 30Kアルバニアレク/月→FY24 Q1 40Kアルバニアレク/月 離職増(英国、ドイツ等の西欧への人材流出)、進出先(首都ティラナ近郊)での人材採用困難。	変更	・新規雇用や雇用規模に応じたサポート。 ・従業員の社会保障に関する政府支援など。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
3	印刷機械	リチウムイオン電池の輸送時の取扱の不統一・不明瞭	・機械に組み込まれているリチウムイオン電池についてSDS（安全データシート）、テストレポートの提出を船積時に求められるようになり準備しているが、船社によってはSP188（リチウム電池を一般貨物扱いで輸送するための特別要件）適用品、かつ危険品ではないことを証明しているにも関わらず危険品と見なされ船積出来ないケースがある。日本海事検定協会のガイドラインはあるためそれに則して対応しているが、世界各国の船社により基準が異なっているものと思われる。フォーダーも明確には理解出来ていない。	継続	・世界標準のガイドラインの制定。	
4	日農工	燃料規制	・イタリアで製品輸出の際、燃料ゼロが義務化され出荷時に一筆提出する事となる。今までは機械製品で自走が必要なため、一定の燃料を工場に入れて出荷していたが、これが現地で指摘が入った。以前は生産時に燃料を少なめに入れていた為、乙仲出荷時や現地で燃料切れになりクレームとなった為多少多めに入れていたが、今後は塩梅に気を遣う必要性が出てきている。	継続	・詳細確認希望。	
5. 税制						
1	日商	個人所得課税制度における保有資産に対する課税	・駐在員に対する個人所得課税制度において、納税対象期間の収入ではない日本国内の既存資産（不動産や預金など）まで課税の対象となっている問題がある。 この税制は、本来イタリア人や永住者が海外に保有する逃避資産を対象とした「富裕税」として、2014年頃に導入されたものだが、5年以内の滞在が前提の駐在員が持つ住居や預金は、逃避資産とは言えない。	新規	・日伊間の租税条約を見直し、企業派遣の駐在員を対象外とすることで、問題は解決できると考える。	
2	日商	個人所得課税制度における保有資産に対する課税	・イタリアでは所得課税制度の中で個人の資産額に応じた課税があるが、数年で任期が終わる駐在員が日本において有している資産は、イタリアに恒常的な拠点を持つ人々とは性質が異なるため、同一の基準で扱うことには無理がある。したがって、課税対象の選別において「滞在の恒常性」や「生活拠点の所在」といった観点を明確に分け、任期付き滞在者向けの別枠を設けてほしい。	継続	・日本人駐在員とイタリア国民との所得税法上の扱いの別枠化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日商	個人所得課税制度における保有資産に対する課税	・ 駐在員の個人所得課税制度の中で、納税期間収入でない日本の既存個人資産（不動産や銀行預金など）に対してまで課税されている問題がある。 本来はイタリア人や永住外国人の国外逃避資産を考慮し、2014年頃に導入された「富裕税」であり、有期（5年）滞在の駐在員の住宅や貯金は逃避資産ではない。日伊租税条約の改正などで、日本からイタリアへの企業派遣駐在員は例外となれば解決される。	継続	・ 日伊関係が過去になく良好な今が改善の機会。	
4	日商	個人所得課税制度における保有資産に対する課税	・ 本制度は、イタリア人や永住外国人による国外資産への逃避を念頭に、2014年頃に導入された「富裕税」である。有期（5年）滞在中の駐在員が保有する住宅や預貯金は、本来想定される「逃避資産」に該当しないと考ええる。	継続	・ 日伊租税条約の見直し等を含め、日本からの企業派遣駐在員を適用除外とする整理ができれば、問題の解消につながると考える。	
5	日機輪	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・ OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・ 既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止していただきたい。 ・ 今後予定される各種条約、ガイドンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計としていただきたい。	・ Italian Budget Law 2020 ・ BEPS2.0プロジェクト
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輪	ビザ・居住許可取得手続きの煩雑・遅延	・ ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。特に会社から発行する書類への公的認証の取得方法が特殊であり、わかりづらい。 家族帯同をする場合、家族のビザも渡航前に取得する必要があり更に時間がかかる。	継続	・ ビザ発行手続きを簡素化及び迅速化していただきたい。	・ 移民法
2	日機輪	ビザ・居住許可取得手続きの煩雑・遅延	・ 家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。	継続	・ 双方の手続きの早期化をして頂きたい。	
3	自動部品	滞在許可証発行プロセスの長さ・複雑さ	・ 滞在許可証の発行プロセスが不明瞭かつ複雑。担当係官によって説明内容が異なるケースもあり。また現地赴任後に一時的な滞在先となるホテルから引越しできない期間が長く、駐在員の生活セットアップに長い時間を要しており、帯同家族の滞在許可証の発行までを含めるとさらにプロセスが長期化する可能性あり。 現地日本大使館、商工会にも相談・支援要請を行いながら対応中なるも顕著な事態改善は見られず。 帯同家族の滞在許可について、申請を行うも法律が改正されたことを理	変更	・ 滞在許可証申請から取得までの期間の短縮。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			由に配偶者の滞在許可の申請が却下される事案が発生。日本大使館、領事館など関係各所に相談・支援要請を行いつつ対応中も未だ解消のめど立たず。			
4	自動部品	滞在許可証発行プロセスの長さ・複雑さ	・現地赴任前に必要な労働許可証取得にかかる期間が長い。労働許可証の申請から実際の取得まで3ヶ月超かかる事例もあり、社内的に赴任が決定してから実際に渡航できるまでの期間が他国と比較して長い。（労働許可証が発行されて初めて日本側で入国ビザの申請が可）	新規	・労働許可証申請から許可までの期間の短縮。	
5	日商	外国人家族の査証発行制限	・外国人家族への査証発給制限が、最長滞在期間が5年と定められている企業派遣の駐在員家族にも適用されてしまうという問題がある。昨今のイタリア移民法改正により、外国人が家族を呼び寄せる際、本人の渡航・入国と同じタイミングで家族が査証を取得しなかった場合、本人渡航後の2年間は帯同家族ビザを申請できなくなった。その結果、配偶者の就業状況や子どもの学校など家庭の事情から、後追いで渡航を予定していた駐在員の家族が、イタリアへ入国できなくなるケースが発生している。もともとこの規定は、経済基盤のない移民の流入を抑制することを目的としたものだが、企業から派遣される有期（5年）駐在員の家族にとっては深刻な問題となっている。	新規	・有期駐在員およびその家族については、現行移民法とは明確に区分する必要がある。	
6	日商	外国人家族の査証発行制限	・日本からの駐在員による家族呼び寄せについて、駐在者本人が入国するタイミングに家族も査証を取得しない場合、家族の査証が2年間取得できなくなる制度改定があった。後追いで入国する駐在員家族には流入移民と同等の扱いが適用されており、渡航後に査証を取ろうとしても手続きできない事例が増えている。有期滞在の赴任者とその家族については、一般移民とは異なる位置づけを明確に設けてほしい。	新規	・日本人駐在員と流入移民との手続き上の扱いの別枠化。	
7	日商	外国人家族の査証発行制限	・外国人家族の査証発行制限が、滞在期限上限も限定（5年）の企業派遣駐在員の家族にも適用される問題がある。2024年末、さらに2025年夏にイタリア移民法が変わり、イタリア滞在外国人の家族呼び寄せは、家族が本人渡航入国時のタイミングに査証取得しない場合は、本人渡航後2年間帯同家族の査証を取得できないようになった。配偶者の仕事や子供の学校の関係など家庭の事情から、あとから査証取得しようとした駐在員家族がイタリアに渡航できなくなっている。経済基盤がない「移民」の流入を防ぐのがこの移民法既定である筈であるが、企業派遣の駐在員の家族にとっては甚大な問題。問題の根源は、有期（5年）滞在外の駐在員に対しても、近年益々厳しくなっている一般移民と同じ扱いとなっていること。有期滞在外の駐在員とその家族はこ上述移民法とは明確な線引きが必要。	新規	・日伊関係が過去になく良好な今が改善の機会。	
8	日商	外国人家族の査証発行制限	・外国人家族の査証発行制限が、滞在期限上限も限定（5年）の企業派遣駐在員の家族にも適用される問題がある。2024年末、さらに2025年夏にイタリア移民法が変わり、イタリア滞在外国人の家族呼び寄せは、家族が本人渡航入国時のタイミングに査証取得しない場合は、本人渡航後2年間は帯同家族の査証が取得できないようになった。	新規	・日伊関係が過去になく良好な今が改善の機会。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			これにより、配偶者の仕事や子供の学校の関係等の家庭の事情から、あとから査証取得しようとした駐在員家族がイタリアに渡航できなくなっている。経済基盤がない「移民」の流入を防ぐのがこの移民法既定である筈であるが、企業派遣の駐在員の家族にとっては甚大な問題。問題の根源は、有期（5年）滞在の駐在員に対しても、近年益々厳しくなっている一般移民と同じ扱いとなっていること。有期滞在の駐在員とその家族は上述移民法とは明確な線引きが必要。			
9	日商	外国人家族の査証発行制限	・2024年および2025年の移民法改正により、家族が本人入国時に査証を取得していない場合、本人入国後2年間は帯同家族の査証取得ができない運用となった。配偶者の就労や子どもの就学などで事前手続きが間に合わないケースも多く、企業派遣の駐在員家族が渡航できない事態が発生している。経済基盤の乏しい移民流入抑制が趣旨とされる一方、有期（5年）滞在の駐在員まで一般移民と同列に扱われる影響は大きく、駐在員とその家族は適用対象を明確に切り分ける必要があると考える。	新規		
10	日商	関係機関間の連携不足による健康保険証発行遅延	・駐在員は到着日よりイタリア勤務扱いとなり、税金および社会保険料は到着日から発生する。一方で、健康保険証（Tessera Sanitaria）は住民登録申請後でなければ手続きが行えない状況。また、ATS・ミラノ市役所・税務局間の情報連携が十分でないことから、健康保険証の発行が速やかに進まない事例も生じている。以前は滞在許可証申請時の半券により、国民健康保健サービス（SSN）への6か月間の暫定加入が認められていた。現在は保険料を納付しているにもかかわらず、保険証を取得できない期間が生じており、本来保障されるべき権利が円滑に行使できない。特に、サービスアパートメントに2～3か月滞在後に本住居を確定する駐在員の場合、Tessera Sanitariaの取得までに最低でも4～6か月を要する可能性がある。	新規	・以前と同様に、Art.27のビザでイタリアへ入国する駐在員については、滞在住居契約書の署名および滞在許可証申請後、速やかにSSNへ加入できるよう制度運用を見直して頂きたい。	
11	日商	駐在員及び帯同家族への統合誓約制度の適用	・最長5年の滞在を前提とする駐在員およびその家族が、一般移民と同様に「統合誓約制度（Accordo di Integrazione）」の対象とされ、滞在許可証申請の際に、同制度の受講義務やイタリア語試験の適用を受けている問題がある。 企業派遣の駐在員であっても移民同化制度が適用され、時間面でも精神面でも大きな負担となっている。	新規	・海外投資や税収、雇用創出などで地域経済に貢献している有期限の駐在員とその家族は、主要な欧州諸国と同様、一般移民と区別し、統合誓約制度の対象外とすることが望ましい。	
12	日商	駐在員及び帯同家族への統合誓約制度の適用	・有期（5年）駐在員とその家族も一般移民扱いで、移民のイタリア同化制度である「統合誓約制度」の対象となっており、滞在許可確認に際して、イタリア制度の受講やイタリア語試験制度の適用対象になっている問題がある。 地域ごとに関連当局者の態度も異なっているものの、実態として会社派遣の有期駐在員であるにも関わらず、移民同化制度が適用されることから時間的・精神的なプレッシャーになっている。国外からの投資、且つ法人税や当地での雇用創出をしている有期限駐在員とその家族については、欧州主要国同様に一般移民とは区別し統合誓約や同法律の対象外すべきである。	継続	・日伊関係が過去になく良好な今が改善の機会。	
13	日商	駐在員及び帯同家族への統合誓約制度の適用	・有期（5年）駐在員とその家族も一般移民扱いで、移民のイタリア同化制度である「統合誓約制度」の対象となっており、滞在許可確認に際し	継続	・日伊関係が過去になく良好な今が改善の機会。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		合誓約制度の適用	て、イタリア制度の受講やイタリア語試験制度の適用対象になっている問題がある。 地域ごとに関連当局者の態度も異なっているものの、実態として会社派遣の有期駐在員であるにも関わらず、移民同化制度が適用されることから時間的・精神的なプレッシャーになっている。国外からの投資、且つ法人税や当地での雇用創出をしている有期限駐在員とその家族については、欧州主要国同様に一般移民とは区別し統合誓約や同法律の対象外すべきである。召喚においても、事前案内が数日前など直前となることが多く、指定の市民講習に参加できない駐在員が生じている。また、帯同家族においても、幼いお子様がいる場合、数日前の案内では予定の調整が難しい状況。さらに、5～6時間にわたり自宅を留守にする必要があることも負担となっているため、参加方法については見直す必要がある。			
14	日商	駐在員及び帯同家族への統合誓約制度の適用	・企業派遣の有期滞在者であっても移民同化（統合）制度が適用され、手続負担が大きく、時間的・心理的な圧力になっている。 一方で、当該駐在員と家族は、国外からの投資を伴い、法人税の納付や現地雇用の創出にも大いに寄与している。	継続	・欧州主要国の取扱いにならい、一般移民とは区別し、統合誓約や（同制度に伴う）試験等の対象外とすることが適切であると考ええる。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	・2014年6月、新補償金政令が発効され、記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。 新補償金政令（D.M.30.06.2020）により、TVのコピーライト補償金は4ユーロと確認された。業務用製品の除外は承認されたが、除外を受けるための手続きが非常に煩雑である。	継続	・現行法は不公平で非合理的ゆえ、修正されるべき。 ・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。 ・特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。	・ Law 633/1941& Implementation Decree 30.06.2020
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	EU共通充電器指令のイタリア国内法化	・イタリアの省令では、充電器を同梱しない場合、箱の中に充電ケーブルを同梱することを義務付けている。しかしこれは、EU共通充電器指令（EU）2022/2380と明確に矛盾している。 同指令では、USB - Cケーブルの同梱義務を定めておらず、ケーブルはバンドル/アンバンドルの規則の対象外とされている。	新規	・域内市場の分断を回避すること。	・ Adeguamenti normativi su apparecchiature radio – DM 115/2025
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	特異な包装規制とEUとの非連携	・容器包装の生産者に対するラベル表示義務に対して、イタリア国内法の為、欧州地域の仕様統一化できず、対応に苦慮している。	継続	・ローカル法規制でなく、EU圏内にて共通で適切な表示規制について統一化をお願いしたい。	・ 立法令116/2020 ・ MiTE通達52445/2021
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日商	Net Zero Industry Actによる伊国内オイル&ガス開発生産事業者	・ネットゼロ産業法（NZIA：Net Zero Industry Act）が求める強制的CO2削減（Hard to abateの場合は貯蔵等）事業への多大な投資負担、或いはペナルティーが対象のオイル&ガス事業者の業績予想に悪影響を及ぼし、場合によっては株価下落などに繋がっている。エネルギー安全保障、欧州産業の競争力強化の両視点で緩和或いは撤廃が求められる。	新規	・ Net Zero Industry Actの緩和或いは撤廃を検討頂きたい。	・ Net Zero Industry Act

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		に対するCO2 強制削減				
2	日商	伊国内オイル & ガス事業の おける開発・ 生産に関する 許認可の遅延	・伊国内オイル&ガス事業における開発・生産に関する許認可が適時に 出されず、投資判断が出来ないなど、当該事業の推進への悪影響が著し い。日本企業によるイタリアへの投資を促進するMIMIT (Ministry of Enterprises and Made in Italy) と環境関連法規を司るMASE (Ministry of the Environment and Energy Security) の間に矛盾が生じており、投資意 思決定に支障を来している。	新規	・関連許認可の簡素化、迅速化を検 討頂きたい。	
3	日機輸	EU域内におけ る各国国内法 の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、 検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる 要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	継続	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個 別の対応を取る必要がないようにす るため、EUの共通規制にしていだ きたい。 ・EU市場の障壁となるような要求と ならないように配慮していただきたい。	・ DECRETO-LEGGE 15 settembre 2023, n. 123 Misure urgenti di contrasto al disagio giovanile, alla poverta' educativa e alla criminalita' minorile, nonche' per la sicurezza dei minori in ambito digitale. (23G00135) (GU Serie Generale n.216 del 15-09- 2023)
4	日機輸	TVのペアレン タルコントロ ール	・TVのペアレンタルコントロールの新法によるペアレンタルコントロー ルシステムとエンドユーザーの情報管理の取り決め等の実施の未決定。	継続	・接続されたデバイスにはペアレン タルコントロールシステムが必要で あり、家族政策省が実施を要請した 関連するエンドユーザー情報の取り 決めも必要。これに関する実施方法 は、貿易団体で議論中。	・ DL Caivano
5	日機輸	デジタルテレ ビの自動番号 付けシステム のアクセシビ リティ	・デジタルTVにおけるチャンネルの自動番号付けシステムのアクセシビ リティに関する新しいAGCOM規制。	継続	・この突出性解決案では、現在広く 普及しているVODサービスの支配を 排除し、ユーザー層があらゆる接続 機器で簡単かつ迅速にデジタル地上 波放送チャンネルにアクセスできる ようにするための一連の要件の採用 が想定される。	・ Reg. AGCOM - n. 294/23/CONS ・ Reg. AGCOM - n. 390/24/CONS

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	アンチダンピング措置	・ 2020年10月、国際通商省が日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング措置をEU離脱後に撤廃する旨、公表。	継続		
2	日鉄連	セーフガード措置	・ 2020年9月30日、国際通商省がEU離脱後に鋼板類、棒鋼、線材、形鋼、軌条、鋼管19カテゴリーを含む鋼材全般に対するセーフガード措置を適用する旨、公示。 ・ 2021年6月30日、セーフガード措置のTransition reviewの最終決定を公示。10品目カテゴリーの措置を3年間延長。また、新たに5品目カテゴリーの措置を1年間延長。 ・ 2021年9月7日、措置見直し調査開始を公示。 ・ 2022年6月、措置見直し調査に対する決定を公示。10品目カテゴリーに対するセーフガード措置を2024年6月30日まで実施、さらに5品目カテゴリーに対するセーフガード措置を2024年6月30日まで延長する旨を公示。 ・ 2023年9月4日、国際通商省 貿易救済庁（TRA）がセーフガード措置延長調査を開始。 ・ 2024年2月9日、国際通商省 貿易救済庁（TRA）がカテゴリー1 熱延鋼板類に対するTRQの見直し調査及びSG措置の一時停止調査を開始。 ・ 2024年6月30日、セーフガード措置延長調査について最終決定が公示された。 ・ 2024年9月30日、カテゴリー1 熱延鋼板類に対する関税割当（TRQ）の見直し調査について、最終決定が公示された（同年10月1日以降、カテゴリー1を1A（商業用）/1B（川下加工用）に区別した上で、カテゴリー1Bについては①グローバルな枠として、カテゴリー1Aに対して関税割当数量を132%増で設定する、②一国あたりの上限を40%として四半期毎に設定する）。 ・ 2024年11月11日、カテゴリー2 冷延鋼板類に対するDiscontinuation Reviewが開始された。 ・ 2024年12月16日、カテゴリー1 熱延鋼板類に対するセーフガード措置の一時停止調査について、調査結果が公示された（以前の一時停止勧告の根拠となった条件はもはや残っておらず、本調査は同日をもって終了する）。	変更		
3	日鉄連	セーフガード措置	・ 2025年1月22日、カテゴリー2 冷延鋼板類に対するDiscontinuation Reviewの結果、カテゴリー2に対してセーフガード措置を撤回する旨の建議を国務長官が受け入れた旨が公示された。 ・ 2025年2月28日、セーフガード措置の適用対象外となる発展途上国に関する調査を開始。 ・ 2025年3月26日、国内の利害関係者からの申請に応じて、同年2月28日に開始された調査の審査範囲を拡大する旨を公表（当該調査に関税割当（TRQ）を変更すべきかどうかが含まれることとなった）。 ・ 2025年5月13日、国際通商省 貿易救済庁（TRA）がセーフガード措置の運用に関して建議を公表。同月15日にはWTO通報を実施。 ・ 2025年6月24日、英国ビジネス・貿易大臣が同年5月13日の建議に対する書簡を公表。	変更		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・ 2025年6月30日、7月1日以降のセーフガード措置運用に関する最終決定をWTO通報。 ・ 2026年1月、カテゴリー4・7・12A・13のTRQ見直しについて、WTO通報。			
4	時計協	輸入許可	・ ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・ 輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ ワシントン条約
5	時計協	輸入許可	・ ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
6	日機輸	EU・英国貿易協力協定の拡張累積の不在	・ 英国・EU貿易協力協定（TCA）において、日本、韓国、トルコ等には原産地証明の拡張累積が認められていないため、日本・韓国・トルコ等での生産部品の使用にかかるコストアップが負担となっている。	継続	・ EU・英EPAにおける拡張累積の合意。	
7	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・ 非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・ WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
8	日農工	英国のEU離脱によるCE手続き変更	・ 英国がEUを離脱したにより、英国以外に拠点のない場合、機械をEU圏内に出荷することができなくなり、スペインに新たな拠点を開設。	新規	・ ルール変更。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制について、 － EUが対ロシア制裁パッケージ第11弾として2023年9月30日から開始した、ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制によって、対象となるHS製品をEU域外からEUに輸出する場合、ロシアを原産国とする材料を使用していない旨の書類の提出を求められることになった。エビデンスの種類などはEU各国税関の裁量に委ねる運用とされたことにより、同じ制裁（規制）でありながら各国税関対応が統一されておらず、過剰な書類提出を求める国もあり、輸出国側対応で非常に工数がかかっている。 － 規制内容についてEU加盟国内企業の理解が十分でなく、規制対象以外の製品に対しても宣誓書の提出を求めてくるなどの対応にも追われている。 － 英国においても、同じHSを対象としたほぼ同一内容の制裁を行っているが、英国の「ロシア産原材料を使用した鉄鋼製品」の定義がEUよりも厳しい内容となっている。	継続	・ EU加盟国で統一した運用とするよう、運用面についても発効前に十分な設計をお願いしたい。 ・ EU企業が、輸入規制の内容を正確に理解するよう、EU内での説明会の実施等を促して頂きたい。 ・ 英国とEUで整合した規制内容として頂きたい。	・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019 ・ COUNCIL REGULATION (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine (Annex V List of iron and steel products referred to in Article 3g) ・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019
4. 為替管理・金融						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	EMIR対応による煩雑な報告義務及び免除申請	・欧州市場インフラ規制（EMIR：European Market Infrastructure Regulation）にて定められた規則につき、金融機関だけではなく事業会社にも取引情報蓄積機関（TR：Trade Repository）への報告義務がある。金融機関との取引だけではなく、グループ内取引も対象となるため規制対応負担が重い。 また、グループ内取引の免除規則も導入されたが、免除申請が欧州連合と英国で異なり煩雑な手続きが必要。	継続	・規則の緩和、手続きの簡素化をしていただきたい。 ・事業会社への適用は免除いただきたい。	・欧州市場インフラ規則
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止していただきたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルティング他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間で実務的にも対応可能な制度設計としていただきたい。	・2018年度予算案及び法案（2019年7月） ・BEPS2.0プロジェクト FY2018 Preliminary Budget（July 2019） BEPS 2.0 Project
6. 雇用						
1	日機輸	シェンゲン加盟国で就業する場合の日程制限	・英国にある露光装置のサービス拠点に所属する社員が、シェンゲン加盟国で仕事をする場合に、年間に働くことのできる日数の上限があり、また就労ビザを取得する必要性も議論されている。 進展なし。（2026年1月時点）	継続	・半導体装置に従事する技術者においては、BREXITと同様に、規制なくシェンゲン域内で現場作業に従事できることを希望する。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日農工	ビザ取得・更新手続きの遅延	・UKVIの駐在員ビザ申請業務が遅延しており、Expressサービスの申請もなかなか通らない状況が続いている。弊社は1か月前から申請しているが回答が得られていない。ビザ業務に詳しい当地の法律事務所に相談したところ、弊社だけではなく行政機関自体の処理キャパシティの問題で、他社も同様の状況が続いているとの事。	新規	・タイムリーに申請を受理、審査がなされるよう、改善をお願いしたい。	
2	日機輸	ビザ取得・延長申請手続きの遅延	・ロシアウクライナの紛争等の影響で、2022年上期～9月くらいをピークに、英国ビザの発行や更新に、従来の倍以上の時間がかかった。現在状況は落ち着いてきているものの、同様の対応が発生した際に、どこかの機関に働きかける必要がある。 日本での発行は3週間程度と落ち着いているが、英国内でのビザ延長は、高額なプライオリティサービスを使わないと、多くて8-10週間程度かかることもある（3週間程度で済むこともある）延長申請中は英国外に出ら	継続	・円滑なビザ発給業務を実施していただきたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			れなくなるため、出張に影響がでる社員も多く、引き続き行政サービスの改善を求める。			
3	日機輸	電子渡航認証システム申請の不公平	・電子渡航認証システム（ETA：Electronic Travel Authority）の申請は、相互主義の観点から課題感。日本入国時は求めているのに英国、欧州連合入国時だけ求められるのは不公平。	新規	・日本人をETA対象から除外。	
4	日機輸	留学生扶養家族に対するビザ取得要件の厳格化	・2024年1月に適用開始した英国の法改正において、修士課程（MBA含む）の学生ビザで家族帯同が禁じられた。就学・キャリア形成環境としてロンドンを希望するも、家族帯同不可を理由に他国に進学を余儀なくされる事態が生じている。	継続	・企業派遣生に対する条件免除。	
5	日機輸	赴任前の銀行口座の保有不可	・日本の金融法により、現状日本居住者が英国赴任前に英国口座を開設することができない。英国赴任後に速やかな給与支給ができず、派遣員の生活立ち上げに際し障壁となっている。	新規	・英国赴任前の英国銀行口座の開設を許可。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権が登録されている場合又は第三者が通常実施権の存在につき悪意の場合には、当該通常実施権を第三者に対抗できる。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしていただきたい。	・英国特許法第33条
2	製薬協	パテントリンケージ制度の不在	・CPTPPではパテントリンケージ制度が知財関連規定に含まれているが、現在英国ではこの仕組みが存在しない。（パテントリンケージは、後発医薬品承認時に先発医薬品の有効特許を考慮する仕組みである。）	継続	・CPTPPに従い、英国でパテントリンケージ制度の導入を要望して頂きたい。	
3	製薬協	SPCの基準日の相違によるSPC期間の短縮	・英国では医薬品の補足的保護証明書（SPC：Supplementary protection certificate）計算の基準日は、特許出願から欧州医薬品庁（EMA：European Medicine Agency）もしくは英国医薬品医療製品規制庁（MHRA：UK medicines regulator）のいずれか早い方での承認取得日までとなっている。（UKはBrexitによりEUから脱退したため、別途MHRAに承認申請する必要がある）Backlogのため同時期に申請したとしてもMHRAでの承認はEMAでの承認よりも遅れる。上記理由によりEU/EEAでの承認が基準日となり、現在の計算方法では（EMA～MHRAでの承認期間の差分だけ）UKのSPC期間が削られている。また、2025年1月よりEMAでの承認（Centralized Authorization）には北アイルランド（NI）が含まれなくなったため、同様の問題がNIでも生じることとなった。	継続	・英国でのSPC計算の起点はMHRAにおける承認取得日とすることを期待する。	・The Supplementary Protection Certificates (Amendment) (EU Exit) Regulations 2020 (legislation.gov.uk)
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日鉄連	CBAM規則のWTOルールとの不整合	・2025年4月24日、英国政府が炭素国境調整メカニズム（CBAM）主要法案（the draft primary legislation）を公表。同法案を政策意図と整合させることを目的として、意見募集（technical consultation）を実施。	新規		
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	製薬協	VPAGのリベート率高騰	・NHS（国）の予算超過分を企業が負担するVPAG（Voluntary Scheme for Branded Medicines Pricing, Access and Growth）による新薬のリベート率は、2025年に過去最高の22.9%へ高騰した。2025年12月1日に、2026年は14.5%に引き下げられる（2026年を含む3年間は上限15%）と発表されているが、依然他国と比べて高い水準である。また、短期間での乱高下は企業の事業計画のpredictabilityを損なうものである。	新規	・リベート率を国際競争力のある10%未満で安定させる。	
2	日機輸	製品セキュリティ規制	・IoT製品に求められる法的な要件が各国・地域で異なっており、法令や対応内容の調査、各輸出国で必要な要件や試験への対応負担が増加している。	継続	・政府間の連携・交渉により、セキュリティ要件の国際的な調和を進めていただきたい。	・EU CRA ・EU RED ・英国 製品セキュリティおよび通信インフラストラクチャ法規制(PSTI：Product Security and Telecommunications Infrastructure Act)等 ・米カリフォルニアSB327 ・米オレゴンHR2395 ・豪Cyber Security Act 2024等
3	製薬協	医薬品の価格抑制および保険償還のハードルによるアクセス障害	・国立保健医療技術評価機構（NICE：National Institute for Health and Care Excellence）（HTA機関）の償還判断基準となる費用対効果閾値は四半世紀もの間、£20,000～30,000に据え置かれている。2025年12月1日に、2026年4月から£25,000～30,000への引き上げが政府より発表されたが、ICER閾値国際平均値約£33,400*や、2025年11月の訪英時にJPMAから政府に提出したポジションペーパーで主張した£40,000-50,000には未達であり、完全な改善とは言えない。 *英国と同様に明示的または暗黙的な閾値を採用する英国諸外国の国際平均値	新規	・閾値の適正な引き上げ（£40,000～50,000）	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	短期滞在ビザ取得の遅延	・設置またはトラブル対応業務で日本を含むシェンゲン協定国外から出張者を呼ぶ際に、有償作業を実施する場合は、事前に短期ビザの取得が必要。(シェンゲン協定によるビザ無し渡航では労働不可) ビザ取得必要日数3ヶ月。	新規	・短期ビザ申請スキームの確立。リロケーション会社に依頼して、スキームを確立中。	
2	日機輸	EU圏滞在許可証取得済み駐在員の労働許可証取得義務	・EU圏の滞在許可証（労働許可含む）を取得済みの駐在員であっても、オーストリアで労働する場合は事前の労働許可申請が必要。突発的なトラブル等が発生しても、すぐに出張して対応することが不可。	新規	・労働する可能性がある国への事前申請 (オーストリアは過去に実績あるため、ある程度手続きは確立されている。)	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
3	日機輸	個人消費の輸入荷物への課税	・個人消費の輸入荷物（日本食や日用品）につき、1梱包あたり荷物申告価格が150ユーロを超える場合は課税対象となる。 －課税内訳：申告価格に対してVAT21%&従価税2.5%	継続	・水準の適正化および明確化を検討して頂きたい。	
6. 雇用						
1	日商	病気休暇への対応	・オランダ特有の「病気休暇中の2年間にわたる給与支払義務」は、近年の人件費高騰と相まって、企業の固定費負担を著しく押し上げている。また、長期欠勤者の代替要員確保が難しく、製造事業の安定的な運営に支障をきたしている。	継続	・病気休暇における雇用主の支払負担期間の短縮もしくは負担減。	・オランダ労働法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	印刷機械	複雑な規格・認証制度の対応の困難	・規格・認証制度が複雑で対応が難しい。費用面でも負担が大きい。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	煩雑なビザ取得要件	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。 ビザ取得要件のハードルが高い。特にビザ取得2年後の更新が難しく、日本から必要な技術、ノウハウの展開が出来ない状況。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化していただきたい。 ・ビザ要件のハードルを下げていただきたい。	・移民法
2	日機輸	EU圏滞在許可証取得済み駐在員の労働許可証取得義務	・EU圏の滞在許可証(労働許可含む)を取得済みの駐在員であっても、スイスで労働する場合は事前の労働許可申請が必要。 突発的なトラブル等が発生しても、すぐに出張して対応することが不可。 また、労働可能日数の上限制限有り。	新規	・労働する可能性がある国への事前申請。 最初に会社自体をスイス当局に登録必要。その後労働の可能性がある人をまとめて事前申請する。半導体部門以外も同様の課題があるため取りまとめ中。	
3	日機輸	帯同家族のビザ更新に課される語学要件	・帯同家族のビザ更新に関して、自国公用語の習得が更新の条件となっているが、マイナー言語ほど心理的負担が大きくなり、コストに見合わないことから家族帯同を断念せざるを得なくなる。	継続	・複数年で帰任する企業駐在員に対する条件免除。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	締約国のストックホルム条約審議途上での独自規制の前倒し	・シンガポールやスイスなどの条約批准国がCOPで廃絶勧告され、国連事務総長がレターを発行する前段階のPOPRC最終段階において、突如、早期に前倒しで規制を行う場合が散見される。	継続	・少なくとも条約批准国は条約の審議の流れに則った規制スケジュールを順守頂くように要望いただきたい。産業界は条約の審議状況に応じて、サプライチェーンへの連絡や製品への含有規制をコントロールしているため、逸脱した動きに困惑また、対応に苦慮している。都度、当局へ意見書を送付しているが、認められる場合とそうでない場合があり、個別対応を強いられるなど、過剰な対応を迫られることとなる。	・ストックホルム条約

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	不便なビザ延長申請	・企業内転勤（ICT）ビザ取得から3年以上経過し、ビザ延長を行う際に、一度スウェーデン国外に出なければいけない。	継続	・スウェーデン国内にしながら延長出来るようにしていただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日商	関税免除措置の撤廃	・弊社主要製品の1つはインドネシアのグループ会社から欧州へ輸入しているが、欧州内で製造されていない事もあり昨年2024年までは関税が免除されていた。しかしながら、2025年1月1日より免除措置が撤廃され、課税対象となった。	新規	・欧州非製造品への課税免除再開。	
2	日機輸	税関当局の輸入機器へのRoHS証明書提出義務化	・スペイン税関当局は、当社に対し、スペインに輸入されるすべての機器についてRoHS証明書の提出を義務付けている。EU規制ではこのような詳細な手続きは規定されておらず、RoHS証明書は「要求に応じてのみ」提供されることになっているが、スペイン当局は提出を規制し、EU法とは異なる国内法を制定している。 現在、この現地規制の整合性と当社にとっての実用性について、関係当局に確認中。（RoHS認証の数は膨大である。） また、スペインにおけるこの現地要件を満たすシステムベースのソリューションについて、税関システムプロバイダー（MIC）にも確認中。	新規		
3	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
4	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5	印刷機械	リチウムイオン電池の輸送時の取扱の不統一・不明瞭	・機械に組み込まれているリチウムイオン電池についてSDS（安全データシート）、テストレポートの提出を船積時に求められるようになり準備しているが、船社によってはSP188（リチウム電池を一般貨物扱いで輸送するための特別要件）適用品、かつ危険品ではないことを証明しているにも関わらず危険品と見なされ船積出来ないケースがある。 日本海事検定協会のガイドラインはあるためそれに則して対応しているが、世界各国の船社により基準が異なっているものと思われる。フォワーダーも明確には理解出来ていない。	継続	・世界標準のガイドラインの制定。	
5. 税制						
1	日機輸	国別報告書(CbCR)の事業年度終了後6か月以内の開示要求	・EU指令により2024年6月22日以降に開始する事業年度を初年度として、国別報告書（CbCR）を6か月以内に開示する必要がある。 ※国別報告事項とは、多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報。	新規	・日本における国別報告書の提出は事業年度終了後12か月以内とされており、また、OECDによる国別報告書のガイダンスでも事業年度終了の12か月後より速くしないことが推奨されているにもかかわらず、スペインにおいて、事業年度終了から6か月以内に公開を義務付ける様な制度設計となっており、期限内に対処することが非常に困難。 ・なお、スペインに限らず、各国が公開CbCRの制度をOECDガイドン	・各国の税法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					スから逸脱した形で法制化しない様、働きかけをお願いしたい。	
2	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止していただきたい。 ・今後予定される各種条約、ガイドンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計としていただきたい。	・ Law 4/2020 ・ BEPS2.0プロジェクト
6. 雇用						
1	日商	労働者に有利な労働法、制度	・業界別の労働協約に従いインフレ率に連動した賃上げが必須も、物価減少しても減給はできない。また、待遇変更や解雇が非常に難しく、会社業績に応じた対応が取り難い場合が多い。	継続	・物価減少、著しい業績悪化の場合は、賃下げもできる余地を設けて欲しい。	
2	自動部品	労働条件に関する慣習、制度	・待遇変更や解雇が非常に困難で、経済状況変化に応じた対応策は皆無。 また、年功序列、終身雇用が存在し、若手育成の阻害要因になっている。 勤務時間短縮法案が出る予定で（未確定）労働調整が必要になる。	継続		
3	日商	病欠者の増加	・産業医が病欠の診断を下せば、その期間は病欠が認められる。給与は満額は保証されないが、一定の金額は社会保障費から支払われる。 スペインの産業医は保守的な診断下することが多く、病欠期間が長期になりやすい。	継続	・雇用側の状況も考慮した法改正。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	身分証明書更新のタイミングと再入国許可証	・身分証明書（NIEカード）は期限失効してからでなければ更新申請ができず、申請後必ず一定期間有効な身分証明書を所持しない状態が発生する（申請中である旨のメールは送信される）。 この更新手続き期間中にスペイン国外へ出国、再入国する場合、再入国許可証の取得が必要だが、本許可証はスペイン国内のみで有効で、他のシェンゲン協定国経由でスペインに再入国する場合、その国で本許可証が有効と認められず入国できな事態が発生するリスクあり。出張、一時帰国等のスケジュールに制限がかかる。	継続	・有効期間内（失効1カ月前から等）での身分証明書更新手続き受付。 ・再入国許可証の全シェンゲン加盟国での有効化。	
2	日機輸	雇用者負担の大きい社会保障費	・雇用者負担比率の大きい社会保障費。	継続	・社会保障費の負担の軽減。	・ Labour law of Spain

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補助金制度	・スペイン政府は2017年7月3日12/2017勅令を承認、2017年8月から補助金制度を再導入。	継続	・補助金制度の軽減。	・ Intellectual Property Law
2	日機輸	押収模倣品の保管費用負担増	・模倣品の刑事訴訟において、押収された模倣品を保管するための倉庫費用は権利者負担となっている。訴訟が終結するまで、2～6年を要するため、権利者の金銭的負担が大きい。また、電池等を大量に長期保管すれば、液漏れによる発火の危険性もある。	継続	・押収数が多い場合、金銭的にも工数的にも負担が重いため、全数保管ではなく一定数保管を認める運用に改善してほしい。 ・また、模倣品を長期保管することの危険性を理解し、裁判官によっては、上記運用が認められている場合もあり、全ての案件での適用を希望する。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	特異な包装規制とEUとの非連携	・容器包装の生産者に対するラベル表示義務に対して、スペイン国内法の為、欧州地域の仕様統一化できず、対応に苦慮している。	継続	・ローカル法規制でなく、EU圏内にて共通で適切な表示規制について統一化をお願いしたい。	・スペイン王令 1055/2022
2	自動部品	六価クロムの使用禁止による代替品の不在	・2029年以降、六価クロムの使用禁止となり、六価クロムの代替品、硬質三価クロムメッキの技術設立が急務。 2025年12月に特定六価クロム物質を追加する制限案を提示し、欧州化学物質庁（ECHA）のHPで公表され、パブリックコメントやリスクアセスメント専門委員会および社会経済分析専門委員会の意見を踏まえて制限の最終案を決定。制限条件が2種類あり、条件2（RO2）を満たすのは困難な状況。	変更	・可能な限りの情報提供をいただきたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	自国法令のEU販売法との不統一	・4月27日付のスペイン王室令「Royal Decree-Law 7/2021」が2021年4月28日官報に公開された。 －5年から10年（製造終了から）のスペアパーツの入手を可能にすること。 －商品の配送から2～3年間の法定保証期間。	継続	・域内市場の内部分裂を回避し、EU加盟国内でEUとの連携を図る。	・ Royal Decree-law 7/2021dated 28/04/2021
2	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・EUの一部の加盟国で、包装に関する独自要求を盛り込んだ規制が検討、またはすでに公布されている。 特に包装の廃棄に関するラベル表示について、スペインでは分別情報の表示が義務づけられている。 こういった各国での独自の要求は、EU市場の障壁となり、市場に不要な混乱を生じさせる。	継続	・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮していただきたい。 ・また、メーカーが確実に遵守できるよう、対応の猶予期間を十分に設けていただきたい。	・ Real Decreto 1055/2022, de 27 de diciembre, de envases y residuos de envases
3	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	継続	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にしていいただきたい。 ・EU市場の障壁となるような要求と	・ El Gobierno aprueba el Anteproyecto de Ley Orgánica para la protección de las personas menores de edad en los entornos

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					ならないように配慮していただきたい。	digitales https://www.mjusticia.gob.es/es/ElMinisterio/GabineteComunicacion/Paginas/APLO-proteccion-menores-entornos-digitales.aspx

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	帯同家族のビザ更新に課される語学要件	・帯同家族のビザ更新に関して、自国公用語の習得が更新の条件となっているが、マイナー言語ほど心理的負担が大きくなり、コストに見合わないことから家族帯同を断念せざるを得なくなる。	継続	・複数年で帰任する企業駐在員に対する条件免除。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	煩雑な証明プロセス	・セルビアで輸入されたすべての電子製品は、上市される前に現地の認証機関によって、技術構造ファイル（TCF：Technical Construction Files）、適合宣言書（DoC：Declaration of Conformity）、試験報告書、安全報告書といった全ての報告書に認定を受ける必要がある。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	個人消費品への輸入規制	・輸入通関レギュレーション 個人消費輸入品の大半が日本国内販売・国内消費を基準としているため、海外輸送における通関必要書類（正式書類）を入手することはほぼ不可能。 ※個人消費輸入すべての商品において、同書類を入手できない限り不可となる。	継続	・個人消費輸入品の免税措置。 ・会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。	・輸入通関レギュレーション 個人輸入品（食料品）における「Common Entry Document (CED)」の申請が必要となる。 ※アメリカのFDA同様に－すべての部品は、個別に明細化する必要があります。ゼロ値は不許可。 －動物製品を含むEU以外の国からのすべての出荷は、事前に PRG-GTWの承認を受けなければならない。 －物証明書が必要。CZに発送する前に、貨物について通知が必要。 －中国からの茶製品と日本からのすべての食品は、指定された入国地点 (LEJ) で検査され、Common Entry Document (CED) が必要。 ※当該検査には150ユーロが請求される。 －委託先は学生・CZでの在学証明書添付、転居の場合は雇用契約書添付、賃貸同意書とパスポート、超過手荷物/忘れ物がある場合は、CZとパスポートに航空券の提出が必要。
5. 税制						
1	日商	EUたばこ税指令の改定	・現在EUでは、たばこ等ニコチン含有製品に係る税指令の改定議論がなされている。課税レベルが過度に高く引き上げられれば、正規品の価格は応分に引き上げざるをえず、適正な課税を免れた安価な不法品の流通増加を促しうる。また、政府税收及び公衆衛生政策双方に悪影響を及ぼす可能性があることから状況を注視。	新規	・チェコ共和国においては、本件に対し現実的かつ慎重さを伴った判断を期待したい。	・Tobacco Taxation Directive (2011/64/EU)
6. 雇用						
1	日商	労働者不足・賃金高騰	・政府の積極的な外資誘致により低失業率が続き、賃金上昇に繋がっている。	継続	・労働力不足を解消させるために、外国人ビザ発給を緩和して頂きた	・移民法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			また、慢性的な人手不足を背景に近隣企業との人の奪い合いも継続。		い。	
2	日商	労働者不足・慢性的な採用困難	・採用にあたり人材派遣も利用しているが、給与の倍を支払うも人材の質が非常に悪い。（無断欠勤が多く、当日にならないと、何人来るか分からない） 管理系、技術系スタッフについて、都市圏からの大卒人材の採用が困難。（地方では優秀な人材確保が困難）	継続		
3	日商	専門職人材の不足と高給化	・専門職の人材が市場全体で不足しており、採用競争が激化している。その結果、給与水準が高騰し、必要な人材を確保するためのコストが大幅に増加している状況にある。加えて、既存従業員の処遇バランスにも影響が及び、組織全体の人件費構造が不安定になりつつある。特に品質管理や技術系の人材採用が困難。	継続		
4	日商	環境規制対応の人材不足	・EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）等のEUのカーボンニュートラルに関する法規制が強化される中、レポート作成、及びそれをマネジメントする人材が不足。	継続		
5	日商	従業員の傷病休暇取得に関する問題	・チェコの制度上、ケガや病気による長期休暇が比較的取得しやすい環境にあり、その影響で長期間の休暇に入る従業員が多く発生している。また、休暇期間や復帰予定日が明確に示されないケースも多く、人員補充の計画が立てにくい状況が続いている。結果として、生産能力の維持や代替要員の確保に支障が生じている。	継続		
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	ビザ取得手続きの遅延・長期化	・ビザ取得に3～6か月を要する場合があります、その結果として実質的な有効期間が短くなり、すぐに次の申請手続きが必要になる状況が生じている。特に帯同家族のビザ取得に時間を要する。	継続	・手続きのスピードアップ。 ・ビザ有効期限の長期化。	
2	日機輸	ビザ取得手続きの煩雑・遅延	・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3ヶ月程度必要な場合有り）。従来はビザ申請をする際に社会保障協定適用証明書提出が求められていたが、現在は社会保障協定適用証明書ではなく、チェコ側海外会社で準備された保険の証明書が必要となっている。	変更	・手続きの早期化・簡素化をして頂きたい。	
3	自動部品	ビザ取得手続きの煩雑・短い滞在期限	・駐在員用に就労カードによるビザ申請を継続している。この申請は現地採用の外国人と同様の手段であり、一時的に出向（内部転勤、数年後に帰任）する駐在員としては申請する書面、申請の工数が多い。 EU域外企業のグループ内転勤によりチェコで勤務する経営管理職を対象にしたICTカード制度があるも、滞在最長3年の期限が設けられている。	継続	・ICTカード規定の変更。 日本人駐在員は平均4～6年出向予定のため、この期限を改定すると同時に1回のビザ申請で4年滞在が可能な規定にしていきたい。これによりICTカード=駐在員限定用とし、労働許可証と最終学歴卒業証明、無犯罪証明取得が省かれビザ申請がスムーズとなる。	・企業内転勤者カード https://frs.gov.cz/typy-viz-a-pobytu/obcane-tretich-zemi/dlouhodobé-pobyty/karta-vnitropodnikové-prevedeného-zamestnance/
4	日商	18歳未満のチェコ国内健康	・2024年1月より、駐在員の帯同家族の内18歳未満の者は、滞在許可証延長申請前に現地の健康保険制度に加入しなければならない決まりになった。	新規	・社会保障協定を結んでいる日本の場合、現地の健康保険への加入が必須なのか、不要なのかについて、チ	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		保険への加入義務化	これまでは「社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（J/CZ101）」を所有しておけば問題なかったが、現地の健康保険に加入するための健康保険料コストが増えた。		エコ国内でも統一された公式見解がなく、やむなく現地法人が費用を負担し続けている状況。	
5	自動部品	医療機関登録の困難	・パルドゥビツェ州において、健康に関する緊急時に対応できる一般的な州立病院はあるものの、居住地での小児科やかかりつけ医の登録、もしくは登録（新規受入）が困難、登録待機となるケースがあり、外国人に限らずローカルの方でも新規受付が厳しい。	新規	・市と会社が提携できるようなシステム、市が駐在外国人滞在者の医療、教育を優遇するような政策。	
8. 知的財産制度運用						
1	日商	不法品の流入	・ たばこの不法品（偽造品）が急激に増加。1990年代半ば以降2%以下で推移も、2020年以降急増し、現在では6.5%に達している状況。 このほかに、国内で消費されているものの海外で購入された製品（チェコ国内での課税がなされていない）が14%程度存在。この中には適法に持ち込まれているもの、違法に持ち込まれているもので構成される。このうち密輸分を正確に特定することは難しいものの、少なくとも3分の1、おそらくはそれ以上が違法に国内に流入していると推測される状況。 不法流入は、チェコ政府税収と正当な事業を営む企業利益の遺失を招いていることから懸念あり。偽造品関連の税損失額だけでも約250百万米ドルと推計され、密輸による税損失額は少なくともその2倍程度に達すると見られる。違法な商行動によってもたらされる利益は犯罪組織の資金源となっていることが多く、この観点でも懸念あり。	新規	・ 不法取引は組織犯罪や脱税と密接に関連していることから、違法取引の撲滅には法執行機関や政府との協力が極めて重要。 取締り及び罰則の強化を要すると思料。取締り強化においては、必要人員等の確保や対応優先地域などの設定が有効であり、罰則はこれら取引を抑止するに十分な罰金を含む強化を要するものとする。制度面においては、正規品流通に必要な識別コードにつき、不法品を販売した店舗/業者から剥奪するなど、現行制度を活かした対応強化などが望まれる。	・ Act No. 110/1997 Coll. on Foodstuffs and Tobacco Products ・ Act No. 353/2003 Coll. on excises ・ Act No. 40/2009 Coll. The Criminal Code
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	自動部品	EU炭素国境調整メカニズム(CBAM)の施行の不透明	・ EUの炭素国境調整メカニズム、通称CBAMを設立するEU規則が2023年5月に施行された。2023年10月から移行期間となり、移行期間中は課徴金が発生しないものの、報告義務が求められる。対象品目は示されていないものの、実際に自社の購入品（製品、部品、設備、治具等）の何が対象になるのか自社では判断することが難しく、外部の支援を要する。	継続		
16. 地域紛争に起因する問題						
1	自動部品	ロシアによるウクライナ侵攻及び紅海での船舶攻撃	・ ロシアによるウクライナ侵攻後、急激にインフレ率が上昇した。現在はインフレ率も鈍化しつつあったが、紅海での船舶攻撃により、燃料費が再び高騰しつつあり、また海外からの調達品のリードタイムに影響がでつつある。インフレに伴い、毎年の賃上り率が急上昇している。 電気代高騰の対応策として、自社に太陽光パネルとコージェネレーション導入を決定し行政に申請したが、行政手続きに時間を要すとともに、発電量の認可は申請の約3割ほどに留まる。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	JPETA	配当源泉税免除の申請手続の煩雑・遅延	・ドイツ当局による免税手続き書類のチェック煩雑化により、手続きに要する時間が長くなっており、早期に免税申請をしても手続きが間に合うかわからない状態になっている。	継続	・免税申請の廃止もしくは有効期限を3年から延長する等の措置を検討して欲しい。	・日独租税条約に係る配当源泉税
2	日機輸	投資所得免除の申請手続の煩雑・遅延	・日独租税条約10～12条に関する投資所得（配当、利子及び使用料）免税手続きについて、ドイツ当局は非常に煩雑な手続きをとっており、詳細な情報を依頼するため、処理に著しく時間がかかっている（1～2年かかるケースもある）。このような状況は、外部取引先に対する債権の滞留にもつながり、資本効率の観点から望ましくない。	継続	・免税申請手続きを簡素化し、免税証明の有効期限を3年から延長する措置を検討してほしい。	・日独租税条約に係る配当、利子、使用料の条項（10～12条）
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・ドイツ赴任後の労働許可手続きにおいて、現地での申請に非常に長い時間を要するほか、IDカードの受け取りまでに半年以上を要する事例も発生している。IDカードを受け取るまでドイツ国外の移動が出来ないほか、携帯電話等の契約も出来ないため日常生活にも影響を及ぼしている。	継続	・手続きの簡素化、迅速化をしていただきたい。 ・IDカードの早期発効をお願いしたい。	・移民法
2	自動部品	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・ドイツで駐在員の為に滞在・就労許可の申請を行っているが、外国人局が長年キャパオーバーの状態、申請から許可までの待ち期間が非常に長い。在日ドイツ大使館・領事館でも手続きできるが、経験があまりない。	新規		
3	自動部品	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・現地赴任のために許可証（居住・就労）の取得まで長期化している。本人内示後、手続きを始めても出国予定日まで取得できず、赴任日が遅れている。また、内示を早めても、申請が早すぎるということで、待たされ、早める意味がない。	新規	・許可証取得期間の短縮化。	
4	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・申請から取得まで10～12週間かかる事例も。給与支給ができるまで不安定な出張ステータスが続く、ドイツに派遣員を出すにあたりかなり障壁になっている。	新規	・Fast track設けるなどの対策の検討。	
5	日工会	就労ビザ発給の長期化	・ドイツ就労ビザが発給されるまでに、書類準備から発給まで計3か月以上かかっている。従来はドイツ入国後に就労ビザを申請するケースが多かったが、シェンゲン協定によるビザ無し滞在期間の3か月を超過してしまい業務に支障が生じるケースがある。	新規	・ドイツ政府に日本人駐在員のビザ発給を早めて頂く働きかけをして欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	困難なビザ申請	・ビザ申請予約枠が非常に少ないため大使館にてビザを申請することができず、ドイツへの赴任が遅れてしまっている。以前と比べてビザ申請の予約がとりづらくなっている。	継続	・1日のビザ申請予約枠を拡大していただきたい。	
7	日機輸	短期滞在ビザ取得の遅延	・設置またはトラブル対応業務で日本を含むシェンゲン協定国外から出張者を呼ぶ際に、有償作業を実施する場合は、事前に労働許可の取得が必要。(シェンゲン協定によるビザ無し渡航では労働不可) 労働許可取得必要日数2週間。	新規	・労働許可申請スキームの確立。 リロケーション会社に依頼して、スキームを確立中。	
8	日工会	確定給付年金への課税	・日本の確定給付年金の会社拠出分が収入とみなされ、ドイツへの赴任者に対して課税が開始された。イギリスでも同様の動きがあるようで、税務当局による課税が厳格化されつつあるようだ。	新規		
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	・著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争となったり訴訟になっている。また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。	継続	・紛争解決手続きに関する法改正が望ましい。適切な料率の基本算出式を定めるべき。 ・補償金管理団体はクラウドメモリスペースを含む賦課金と既存のシステムへのストリーミングを含めるよう働きかけ。	・著作権管理法13条13a条
2	日機輸	私的複製補償金制度	・私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。	継続	・私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。	・著作権管理法13条13a条
3	自動部品	特許庁の審査の遅延	・特許庁の審査は、案件によって非常にスピーディに審査がされるものと、長期間何もアクションがないものが混在する傾向にあり。特にオフィスアクションを対応した後の次のアクションまでの時間が長い案件がたまに存在する（対応から2年間くらい次のアクションがないケースもある）。	継続	・次のアクションまでの時間的制限を決めるなどの処置をして欲しい。	
4	自動部品	不十分な特許審査制度	・特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁より曖昧であるとされている。特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特に欧州特許庁(EPO)と比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利を必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。	継続	・審査基準を明確化して頂きたい。 ・国内法で明確な早期審査制度を規定して頂きたい。	
5	自動部品	ドイツにおける発明者への補償制度の適正化	・ドイツの『従業者発明法』の解釈について、専門家間で解釈の違いがあり、こういった社内規定（ルール）のもと運用することが適正で、訴訟リスクを最小限に抑えられるかを判断し辛い。特に、従業者に発明が帰属しないようにするために、従業者と会社との間でこういった合意手続きをとり、補償額の算定基準をどうしたらいいかなど、運用上のルールの適正化に課題あり。	継続	・従業者発明法の解釈と、日系企業にとって、こういった社内ルールにするとリスク回避ができるかの指標が欲しい。	・従業者発明法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	継続	・ EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にしていきたい。 ・ EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮していただきたい。	・ Sechster Staatsvertrag zur Änderung medienrechtlicher Staatsverträge (Sechster Medienänderungsstaatsvertrag) https://www.ministerpraesident.sachsen.de/ministerpraesident/TOP-10-Sechster-Medienänderungsstaatsvertrag.pdf
2	日機輸	放送・メディアに関する新州間条約の不均衡	・ ドイツの州の放送及びメディア代理店は、放送及びメディア規制を管理する新しい州間条約に合意。条約のセクション84は、スマートTVのユーザーインターフェイスは、特定の放送局/プロバイダーを区別するのではなく、同様に簡単なアクセスと検索可能性を確保するように設計する必要があると規定。 ドイツのCE業界は、条例が不均衡であり、ドイツの憲法とEU条約に違反していると考えており、ZVEI、BITKOM、およびDigitalEuropeを通じてロビー活動を実施。	継続	・ ドイツのCE業界は、条例が不均衡であり、ドイツの憲法とEU条約に違反していると考えており、ZVEI、BITKOM、およびDigitalEuropeを通じてロビー活動を実施。	・ 2020 Media State Treaty § 84 (MStV); draft ordinance (MB-Satzung)
12. 政府調達						
1	日機輸	調達(入札)における参入障壁	・ 欧州鉄道事業者による鉄道部品の調達（入札）は、表面的には透明・公平を謳っているものの、英語以外の契約言語や不明瞭な認証プロセス（TSI認証/IRIS認証等）が存在し、事実上欧州域外サプライヤの参入障壁となっている。	継続	・ 契約言語を英語にすべき（英語も許容されるべき）。 ・ 認証プロセスの明確化。	・ EN10025規格(鉄道用車輪) ・ TSI認証 ・ IRIS認証

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	為替管理の困難	・欧州域内の統一通貨であるユーロでの取引が多く、現地通貨に換算する際の収支への影響が大きい。	継続	・統一通貨への移行。	
5. 税制						
1	自動部品	高い付加価値税	・現行のハンガリー付加価値税（27％）が高止まりしており、周辺欧州諸国に対して高い。また還付申請から実際の還付までの期間も長い。	継続	・付加価値税の軽減。	
6. 雇用						
1	自動部品	労働者過保護の労働法制	・休暇が他国と比較して多すぎる。 一有給休暇は、労働者の勤続年数ではなく年齢に応じて決められているため、新人でも高齢であれば30～40日も取得することができる。 一通常の有給休暇に加え、病気休暇も認められている。年間通算15就労日の病気休暇の期間は有給であるが、会社の負担となる。医師の証明書は簡単に容易に取得できるので、15日の病気休暇は年次有給休暇と変わらないものとなっている。	継続	・少なくとも、有給休暇は労働者の年齢ではなく、勤続年数に応じて決められるべきである。 ・有給の病気休暇は削減する必要がある。また医師が証明書を簡単に発行しないようにするべきである。	・労働法(2012年法律第1号) 第1章「総則」 59条 休暇 61条 病気休暇
2	自動部品	労働者の不足	・現地における外資系法人企業の増加（韓国系が多い）に伴い、労働者の奪い合い状態が続いており、労務費の高騰と相まって、経営環境悪化要因の一つとなっている。	継続	・第3国（特にアジア系）人材に対する就労許可の緩和。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	煩雑なビザ取得要件	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化していただきたい。	・移民法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	自動部品	複雑な環境関連のコスト負担	・欧州環境保護関連の課税等は地球環境保護のためにも理解はできるが、申請方法が複雑であるため、コンサル会社に委託する費用が予想される。	新規	・企業の担当者レベルで簡単な手続きができるように当局からの研修等の実施。	・欧州森林破壊防止規則(EUDR) ・炭素国境調整措置(CBAM)
99. その他						
1	自動部品	エネルギー価格、物価の高騰	・現在、エネルギー価格(電力、ガス)の市況高騰により会社・工場運営及び会社の資金繰りを圧迫している。 また、その他消費者物価も高騰しており、会社経営に大きな影響を及ぼしつつある。	継続	・エネルギー価格はやや低減傾向であるが、政府政策の提示。 ・物価上昇率以上の最低賃金の抑制。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	帯同家族のビザ更新に課される語学要件	・帯同家族のビザ更新に関して、自国公用語の習得が更新の条件となっているが、マイナー言語ほど心理的負担が大きくなり、コストに見合わないことから家族帯同を断念せざるを得なくなる。	継続	・複数年で帰任する企業駐在員に対する条件免除。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・ 輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・ OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・ 既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止していただきたい。 ・ 今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計としていただきたい。	・ New draft guidance (2020年3月23日及び30日) ・ BEPS2.0プロジェクト New draft guidance (23 March 2020 and 30 March 2020) BEPS 2.0 Project
6. 雇用						
1	日機輸	柔軟ではない雇用環境	・ 雇用環境について、2021年から進展は無い。現在のフランス労働法制は離職をさせないことが基本となっているために、事業拡大を継続できない限り、構造的に高齢化が進むことになってしまい、対仏投資の進展の妨げになっている。 企業の生産性の向上や労働コストの低減の観点からも、有期雇用や短期雇用の更なる柔軟性が期待される。	継続	・ 改正労働法等による改善策、解釈の法制化。 ・ 安定的な社会の創出。	
2	日機輸	事業譲渡に伴う雇用継続義務	・ 事業譲渡を行う法人が雇用している従業員を譲受する法人が雇用継続をする義務があるため、より生産性の高いオペレーション提供・投資および外国企業進出の足かせになっている。	継続	・ TUPE撤廃。 ・ 条件の緩和。	・ Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国) ・ 2001/23/EC
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	滞在許可証発行までの所要時間の長さ	・ ビザの有効期限内に滞在許可証が発行されない場合、ビザの有効期限終了後は滞在許可証発行がされるまでの間、シェンゲン協定外への移動が規制上不可となる。今年のケースでは、駐在員の滞在許可証発行許可がぎりぎりビザ有効期限内に発行されたものの、帯同家族分はビザ有効期限後にしか滞在許可証発行許可が発行されなかった。	新規	・ ビザの有効期限内に滞在許可証発行許可を発行してもらえる様、手続きの迅速化を要望。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	新規赴任者荷物の通関不可	・従来はアパートなどの一時的な住居であっても、船便、航空便に関して日本からの届け出が出来たが、2023年より定住居でないと同便の通関が出来なくなった。新規赴任者への影響が懸念されるため、従来と同様の通関方法への変更を可能であれば希望したい。	継続	・定住居以外のアパートなど一時的な住居の住人であっても、船便、航空便に関して、日本にいる際に、フランス輸入通関の届け出を可能にしていきたい。	
3	日機輸	運輸免許証取得手続の遅延	・行政手続きの遅延はいずれも、コロナ禍で申請の電子化が進み、以前との比較において、発給までの時間が短縮された。更なる簡素化が望まれる。	継続	・行政による迅速な課題解決。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権が登録されている場合には、当該通常実施権を第三者に対抗することができ、登録されていない場合にも、悪意の第三者に対しては対抗することができる。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしていただきたい。	・フランス知的財産法第L613条9
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	・2020年2月に、包装物は2022年1月1日から、その他印刷物は2025年1月1日から鉱物油の使用を禁止する規制が発効された。一部の種類の印刷用インキには鉱物油が添加されており、製造コスト上代替品への変更が容易でない。また、2025年から鉱物油の閾値が下げられることから、添加されていない場合でも、不純物のために閾値を満たせるかわからず、代替も難しいと上流サプライヤーで混乱が生じている。フランス以外では同等の規制がなくEU域内流通を妨げる等、製造・販売活動に支障を来す恐れがある。	継続	・過大な製造コスト増加を強いられる規制、EU域内流通を妨げるフランス独自の規制は設けないでいただきたい。	・ Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy ・ Decree No. 2020-1725 of 29 December 2020 on various adaptation provisions relating to extended producer responsibility
2	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	・2022年1月1日より、製品中に含まれる含有化学物質情報の開示を求める法律が施行されている。本法律の要求は欧州REACH規則を超えた要求であり、EU域内での自由流通を妨げかねない。また、情報開示の要件が不明確である。 さらに、対象物質として規定されている欧州REACH規則の高懸念物質の含有情報については、既にSCIP databaseにて一般公開されている。それにもかかわらず、フランス当局がSCIP databaseでの情報開示を認めない場合、メーカーは不明確な要求に対して対応を迫られることになり、時間的にもコスト的にも無駄が生じる。	継続	・欧州REACH規則の高懸念物質の含有情報については、SCIP databaseによる情報開示を認めていただきたい。 ・また、メーカーやディーラーが準備するために十分な猶予期間を設けるべきである。	・ Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy
3	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	・インク中の鉱物油を日程付きで規制しており、インクそのものだけではなく、そのインクを使用する包装や印刷物も規制対象となっている。細則は下位法令(decree)が発行された。	継続	・EUの既存指令との整合が必要。EU CLP規則などで有害性が認められた物質に限定するなどの対応が必	・循環経済法112条

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			鉱物油の具体的なCAS指定などが現状なされていない。 また、極端に低い閾値は回避されたものの、CAS指定がないため、その調査・証明が困難であり、サプライチェーンが混乱することが懸念される。		要。 ・CAS指定のない物質制限はサプライチェーンの負荷を高めるだけであり、REACHなどの規制に一致した規制内容とするよう改善を求める。	
4	日機輸	包装材のリサイクル規制の不合理、不透明	・2025年1月1日以降、スチレン系ポリマーまたはコポリマーの全部または一部を使用した、リサイクル不可能な包装は禁止。 フランスリサイクルスキーム（CITEO）は、ポリスチレン(PS)包装材はリサイクル可能だが、発泡ポリスチレン（EPS；いわゆる発泡スチロール）包装材はリサイクルが困難としていたが、大型EPS包装についてリサイクル試験を開始。しかしその可否の最終判断が不透明であり、またどのサイズからが大型に属するのかも不明で、対応に苦慮している。 当社現地法人より、EPS規制延期の情報あり。規制開始を2028年に遅らせるもの。	継続	・この法規制は、EUに対して通達していないとの情報がある。EU域内での製品の流通を大きく阻害することから、法自体の撤回を要望。 ・撤回されない場合、少なくとも大型の発泡スチロールは禁止対象とし、具体的なサイズなどを早々に定義することを要望。 ・詳細の決定が遅れており、切り替え対応に時間を要することから、禁止開始の延期を要望。 ・規制延期情報を入手するも、法改正に伴うものではなく、不明瞭な状態であるため、正しく判断できる情報の支援を要望。	・フランス気候変動対策 ・レジリエンス強化法第23条、第L541-15-10条
5	日機輸	フランス環境法	・フランス政府は廃棄物と循環経済と戦う法律「Economie circulaire」を2020年2月10日に公布。 製品の環境品質と特性に関する消費者向け情報について、2022年4月29日に公布された法令。	継続	・エコメーカーであることのコミットメントを考慮に入れる必要あり。 このフランスの法案は、環境保護に関するEU規制/指令の例として取り上げられている。そうではあるが、内部市場の断片化を避け、EU加盟国内でEUの調整を求める。	・Loi n° 2020-105 du 10/02/2020 relative à lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire.
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	継続	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にしていきたい。 ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮していただきたい。	・Décret n° 2023-588 du 11 juillet 2023 pris pour l'application de l'article 1er de la loi n° 2022-300 du 2 mars 2022 visant à renforcer le contrôle parental sur les moyens d'accès à internet
2	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・電気電子機器の修理可能性/耐久性指数について、EUが規制化を実施または実施を検討しているにもかかわらず、各EU加盟国がバラバラに独自の規制を導入し、必要以上の事業者への負担を生じさせている。	継続	・EUが規制化を実施または実施を検討している領域に対して、加盟国が独自の国内法を導入することで、二重の負担とならないようにしていきたい。	・Article L541-9-2 Code de l'environnement

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日化協	貿易港の混雑	・長期休暇シーズン中、貿易港が混雑することで、輸入時に港から貨物を引き取るのに時間を要しており、超過保管料・滞船料が発生している。	新規	・長期休暇シーズンにおける港の混雑緩和に向け、適切な対策を講じるよう、港湾当局他への働きかけをいただきたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・過去より要請していた家族だけでのビザの申請ができるようになったが、海外勤務者が渡航して6カ月以上時間が経っている場合は、ベルギー本国政府への照会が必要となり、審査に多大な時間を要する。 ・また、海外勤務者のIDカードのコピーの提出がビザ申請の際に必要で、IDカードを取得できていないとビザ申請ができず帯同時期に制約が発生するケースもある。	継続	・海外勤務者着任後の早期IDカードの発給、および家族のビザ申請書類の簡素化と時間短縮をして頂きたい。	
2	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・渡航時のSingle Permit（就労・滞在ビザ）取得に4～6カ月掛かる為、任期が開始してもしばらく前赴任地で仕事を継続しなければならない。	継続	・ビザ認可の迅速化(1か月程度)を希望。	
3	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・ベルギーのビザ関連書類（シングルパーミット含む）の取得に長期間要しており、ビジネスに支障をきたしている。	新規	・ビザ関連書類の取得短期化。	
4	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・ワークパーミット発行まで約3、4ヶ月を要しており、他欧州国と比較してもビザ取得までに非常に長い期間を要している。 また、赴任後のIDカードの発行についても時間を要している。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化及び迅速化していただきたい。 ・IDカードの早期発行をお願いしたい。	・移民法
5	自動部品	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・現地赴任のために許可証（居住・就労）の取得まで長期化している。本人内示後、手続きを始めても出国予定日までに取得できず、赴任日が遅れている。また、内示を早めても、申請が早すぎるということで待たされ、早める意味がない。	新規	・許可証取得期間の短縮化。	
6	日化協	労働・滞在許可、統一許可書発行の遅延	・フランダース州政府の労働許可、居留許可の審査、並びに統一許可書発行までの時間がかかりすぎており（6-8カ月を要している）、派遣元の人事異動にも影響が出ている。	継続	・申請から許可発行までの時間を大幅に短縮していただきたい。（3か月以下など）	
7	日化協	赴任者の配偶者に対する統合プログラムの強制参加	・2022年ごろより新規移住者に対する統合プログラムの強制参加（従わない場合罰金）が始まっている。 主に outward 者の配偶者が対象となるが、60時間近い研修を指定施設で受講、加えてフランス語ないしはオランダ語の検定試験合格が必要となる（英検基準で2級に相当） 小さな子供を持つ家族が多く、子供を連れての受講ができない、受講場所までの異動に時間がかかり、送迎ができないなど、実質受講は不可能の状態。 罰金は最大で2500Euro/人が半年に一度課せられるとのこと。	継続	・ outward 者の配偶者に対する制度の免除措置をお願いしたい。	・ Agentschap Integratie en Inburgering https://www.integratie-inburgering.be/en/welcome-to-flanders-and-brussels ・ 新規移民向けガイダンス (civic integration path) https://www.vlaanderen.be/en/guidance-for-newcomers-civic-integration-path

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	日機輸	赴任者の配偶者へのフランス語等の語学学習プログラムの履修要求	・赴任者の配偶者が現地へ渡航した後に、当局指定のフランス語等の語学学習を数十時間行うことが求められることがブリュッセル市内を中心に一般的になってきている。 受講しない場合は罰金の支払いやビザ延長時に影響が出る可能性もあると指摘を受けている。	継続	・配偶者に対して強制的に語学研修を受講させるのを止めていただきたい。	・ Integration Programme https://bewelcome.brussels/en/welkom/
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内規制法制化の動き	・電気電子機器の修理可能性/耐久性指数について、EUが規制化を実施または実施を検討しているにもかかわらず、各EU加盟国がバラバラに独自の規制を導入し、必要以上の事業者への負担を生じさせている。	継続	・EUが規制化を実施または実施を検討している領域に対して、加盟国が独自の国内法を導入することで、二重の負担とならないようにしていただきたい。	・ Avant-projet de loi sur la promotion de la réparabilité et de la durabilité des biens
99. その他						
1	日化協	高額な電力価格への対応	・近隣他国と比較して電力価格が高く、産業の競争力低下を招いている。	新規	・事業者向けの補助金の導入など、負担軽減となるような対策を講じるよう関係省庁への働きかけをいただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	VATに関する 時限立法	・ 2019年より時限立法：Split Payment※（VAT規則）の義務化により、付加価値税の専用口座による支払いが求められている。 同国で発生した付加価値を含む製品の税金は、他国においてもVAT専用口座での納税が求められる結果、分別作業増加、運転資金増加となっている。また時限立法であったが、2028年2月まで延長されており、システム改修等の恒久対策も取りにくい。 ※純売上高用の口座とVAT用の口座を分離し、VAT部分は口座から直接納税されるスキーム。	継続	・ 他国に輸出された製品まで同国の付加価値税管理を求める。 ・ 時限立法は止めて欲しく、簡素なルールとすることを求める。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	Work Permit発行・更新の遅れ	・ 弊社のみならず、本邦企業が当地でWork Permitを取得する・更新する際、申し込みより6ヶ月以上の時間を要している。Permit取得および更新まで、シェンゲン国内で移動する際、航空機に搭乗出来ないリスクが有る。（不法就労労働者と見做され、搭乗する空港の航空会社カウンターで搭乗拒否を受ける可能性が有る。）2022年より改善が見られない。	継続	・ 手続きの迅速化をお願いしたい。	
2	自動部品	労働・居住許可発行期間の長期化	・ 現地赴任のために許可証（居住・就労）の取得まで長期化している。本人内示後、手続きを始めても出国予定日までに取得できず、赴任日が遅れている。また、内示を早めても、申請が早すぎるということで、待たされ、早める意味がない。	新規	・ 許可証取得期間の短縮化。	
3	自動部品	滞在許可発行の遅滞	・ 現地入国後、滞在許可証の申請を行うも発行に1年以上かかっている。そのため、赴任前に取得したビザが失効してしまうため、日本へ一時帰国し、ビザの再更新を行わなければならない。	継続	・ 手続きの敏速化。	
4	日機輸	社会保障協定の未締結	・ 社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。	変更	・ 実質合意済みの状況から締結最終化をお願いしたい。	・ International Social Security Agreement
8. 知的財産制度運用						
1	日商	不法品の流入	・ 不法品（違法たばこ）が増加傾向。外部調査によると、2023年の4.7%から2025年には7%に増加。主に偽造品の増加影響と見られる（2022年0.7%、2025年3%）。 不法品は、ポーランド政府税収と正当な事業を営む企業利益の遺失を招いていることから懸念あり。不法品による税損失額は少なくとも約600百万米ドルと推計される。違法な商行動によってもたらされる利益は犯罪組織の資金源となることから、この観点でも懸念あり。	新規	・ 不法取引は組織犯罪や脱税と密接に関連していることから、違法取引の撲滅には法執行機関や政府との協力が極めて重要。 不法品撲滅に向け、ポーランド警察と独自に覚書を締結し協業。法執行機関職員向けの研修を提供してきた。取締り強化に向け、今後も緊密に連携/協業してまいりたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	自国法令のEU 販売法との不 統一	・ 2021年10月18日のポルトガルの法令により、最終販売より10年間の保 守部品供給が定められた。	継続	・ 市場の内部分裂を回避し、EU加盟 国内でEUとの連携を模索する。	・ Decreto-Lei n.º 84/2021(18/10/2021)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	自動部品	国別報告書 (CbCR)提出のための企業負担	・国別報告書 (CbCR) は、OECD・BEPS行動計画13に基づき、すべての多国籍企業が作成する必要がある。弊社では、国別報告書を最終親会社である日本法人で作成し、日本の国税庁に提出している。 多くの地域では、すでに日本との国別報告交換のための合意が締結されており、日本の国税庁から各国の税務当局に政府間の自動的情報交換を通じて共有されるものとなっている。 しかし、ルーマニアは国別報告交換の自動的交換に合意していないため、最終親会社である日本法人が国別報告書をルーマニア税務当局に提出する必要があるが、締切が厳しく、余分な負担とコストがかかっている。	継続	・日本・ルーマニア間の国別報告の自動的交換のための合意を要望する。	・ Activated exchange relationships for Common Reporting Standard information http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/country-by-country-exchange-relationships.htm

2026 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2026 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載